資料 3-1　応急仮設住宅建設可能用地調査票

区・市町・村

応急仮設住宅建設用地調査票

用地の名称等		所在地	地名地番	調査日	年　月　日
			住居表示	調査担当者	

□ 交通手段　□ 最寄駅　□ 徒歩　分
[　線　駅]　□ バス　分　+徒歩　分
□ 車　分　□ その他（　）

□ 権利者　□ 所有権者（土地:　建物:　）
□ 所管・連絡先（　）
□ 借地権者（　）　□ その他（　）
□ 所管・連絡先（　）

【敷地現況】

□ 用地面積	□ 公簿（　）㎡	□ 実測（　）㎡	□ 概数（　）㎡				
□ 敷地図面等	実測図:	□ 有	□ 無	現況図:	□ 有	□ 無	
□ 利用現況	□ 使用形態等（　）						
□ 既存建物・工作物等	□ 無	規模・構造等:					
	□ 有	移設等の可否:					
□ 植栽・築山	□ 無	□ 有	（移設等の可否:	）			
□ 擁壁	□ 無	□ 有	（特記すべき状況等:	）			
□ 使用制限等	□ 無	使用方法や期限等					
	□ 有						
□ 有効面積	□ 現況のままでの利用可能面積	約（　）㎡					
	□ 移設等をした場合の最大利用可能面積	約（　）㎡					
□ 地勢	□ 平坦	□ 傾斜	□ 中央凹	□ 中央凸	□ 高台地	□ 低湿地	□ 埋立地
□ 地形	□ 方形	□ 短形	□ 台形	□ 三角	□ 不整形	□ 扇形（道路側広）	□ 袋地（道路側狭）
□ 地盤	□ 強い	□ 普通	□ 弱い				

【隣接条件等】

	東側		南側		西側		北側	
□ 境界確認	□ 済	□ 未	□ 済	□ 未	□ 済	□ 未	□ 済	□ 未
□ 越境障害	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有
□ 隣接工作物等	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有
□ 危険物	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有
□ 空中障害	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有
□ 高低差	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有	□ 無	□ 有

【法規制等】（ 参 考 ）

□ 都市計画　□ 区域内　□ 区域外　□ 市街化区域　□ 市街化調整区域
□ 用途地域等　□ 用途地域:（　）　□ 無指定
□ その他の地域地区:（　）
□ 建蔽率（　%）　□ 容積率（　%）

【接面道路の状況】　方位　接道状況概略図

□ 接道状況　□ 一面道路　□ 角地　□ 多面道路
□ 管理形態（主な道路）　① □ 公道 □ 私道　② □ 公道 □ 私道
（所有者:　）
□ 幅員　（　）m（　）m
□ 道路側間口　（　）m（　）m
□ 舗装状況　□ 良い　□ 普通　□ 悪い
□ 道路排水　□ 良い　□ 普通　□ 悪い
□ 工事用車両　□ 進入易　□ 進入難
□ 4t車進入不可
措置条件等:
□ その他

【ライフラインの整備状況】

給水	□ 給水本管	□ 公営	□ 私設	□ 径不足（本管径:φ　深さ:　m）	
		□ 本管なし	（延長の可否/その他:　）		
	□ 敷地内	□ 引込有	□ 無	□ 井戸有	□ その他（　）
排水	□ 汚水	□ 公共下水道に直結放流可	（敷地内最終桝: □ 有 □ 無）		
		□ 無	（放流先延長の可否/その他:　）		
	□ 雨水	□ 公共下水道に直結放流可	（敷地内最終桝: □ 有 □ 無）		
		□ 側溝に放流	□ 敷地内処理	□ その他（　）	
	□ 雑排水	□ 公共下水道に直結放流可	□ 側溝に放流	□ 敷地内処理	
電気・ガス	□ 電気	□ 有	□ 無	（延長の可否/その他:　）	
	□ 電話	□ 有	□ 無	（延長の可否/その他:　）	
	□ ガス	□ 有	（ □ 都市ガス □ 天然ガス	敷地内引込: □ 有 □ 無）	
		□ 無	（延長の可否/その他:　）		

【特記事項】

出典：東京都震災復興マニュアル(P3-1-17)

資料 3-2　応急仮設住宅必要戸数の推計方法

○　事前推計

主な推計方法は下記の３つであるが、推計方法 2、3 は発災後の推計であることから、各自治体では事前推計として推計方法１を採用しているケースが多い。

【参考：災害発生後に行う必要戸数の推計方法の例
（応急仮設住宅建設必携　中間とりまとめ（国土交通省住宅局住宅生産課/平成 24 年））】

【推計方法１】：阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災における実績による
“住家被害（全壊・半壊戸数）の２～３割”

【推計方法２】：阪神・淡路大震災の際に実施された方法
“避難世帯数（※1）　×　建物が全壊・半壊を理由に避難している者の割合（※2）
×　応急仮設住宅等への希望者の割合（※2）“
※1：避難者数／平均世帯人員
※2：避難者へのヒアリング調査で把握（阪神・淡路大震災では約 1,600 名に実施）

【推計方法３】：東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する調査検討報告書（※1）
“住居が全壊した世帯　×　応急仮設住宅入居希望割合（※2）
＋　半壊世帯　×　応急仮設住宅入居希望割合（※2）“
※1：総務省消防庁　東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会／平成 15 年３月
※2：事前の市民アンケート調査結果より、所有形態別（持家・借家）に推定

＊推計方法１の根拠となる実績

■阪神・淡路大震災の例
応急仮設住宅供給戸数（48,439 戸）÷住家被害（249,180）×100%＝19.4%
■新潟県中越地震の例
応急仮設住宅供給戸数（3,460 戸）÷住家被害（16,985）×100%＝20.4%
■東日本大震災の例　※ただし、福島県の情報を除く。
応急仮設住宅供給戸数（121,286 戸）÷住家被害（373,529）×100%＝32.5%

【住家被害に対する割合の採用値事例】

住家被害に対する割合を各自治体等では、以下のように設定している。

資料名	算出方法	備　　考
広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン(国土交通省中部地方整備局)	住家被害×25%	近年の災害実績を統合した参考値
東京都住宅政策本部資料	住家被害×2～3 割	
江戸川区仮設住宅設置マニュアル	住家被害×20%	津波の影響がある東日本大震災を除外した実績値
広島県応急仮設住宅建設マニュアル	住家被害×19.4%	阪神・淡路大震災の実績値
島根県応急仮設住宅建設マニュアル	住家被害×21.4%	新潟県中越地震（建設+借上げ）の実績値

＊足立区では「応急仮設住宅建設必携」、東京都資料の２～３割の中間値 25%を採用し、応急仮設住宅必要戸数＝住家被害(全・半壊)56,000 棟×25%＝14,000 戸とする。

○　被災後の推計

被災後の応急仮設住宅必要戸数は、生活実態調査等の住民意向調査により決定するが、調査結果の集計までには時間を要することから、先に大まかな供給量を推計方法 2、3 等により把握し、その後、実態に即した要望戸数へと適宜見直していく。

1　避難世帯数の把握
　○　災害対策本部に集まる避難所滞在世帯等の集計結果による把握

↓

2　住宅の全・半壊による避難者の割合を推計
　○　避難者へのヒアリングや過去の災害の事例による推計

↓

3　応急仮設住宅への希望者の割合を推計
　○　避難者へのヒアリングや過去の災害の事例による推計

4　一時提供住宅利用可能戸数把握
　①　区営住宅の空室
　②　区内都営住宅等の空室
　③　その他
　　（都市機構･公社住宅等）

↓

5　民間賃貸住宅の借上げ（みなし仮設）戸数把握

↓

6　必要戸数の推計

↓

7　意向調査等による必要戸数の見直し

↓

8　必要面積の把握

↓

9　建設用地の選定

↓

10　供給可能量の算出

資料 3-3　応急仮設住宅建設に関する民有地の借上げに関する取組みの視点

○　密集市街地など、大被害が予想される地域では、応急仮設住宅の建設用地となる区有地の不足が想定されることから、被災後の用地確保に向けて、事前から大規模民有地の借上げなどに関する協定案を作成することが望まれる。

○　実施に当っては、事前から民有地借上げに向けて区民へ広くＰＲするとともに、各ブロック内での応急仮設住宅想定必要量をもとに、協力が求められる民有地所有者への個別の働きかけを進めていく。

○　借上げにあたっては、被災地短期借地権制度※の活用を図る。

※　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成 25 年法律第 61 号）により、被災地において、存続期間を 5 年以下とし、かつ更新がない借地権の設定を求めることとしたもの。

案１）企業・工場等の民有地借上げに関するスキーム

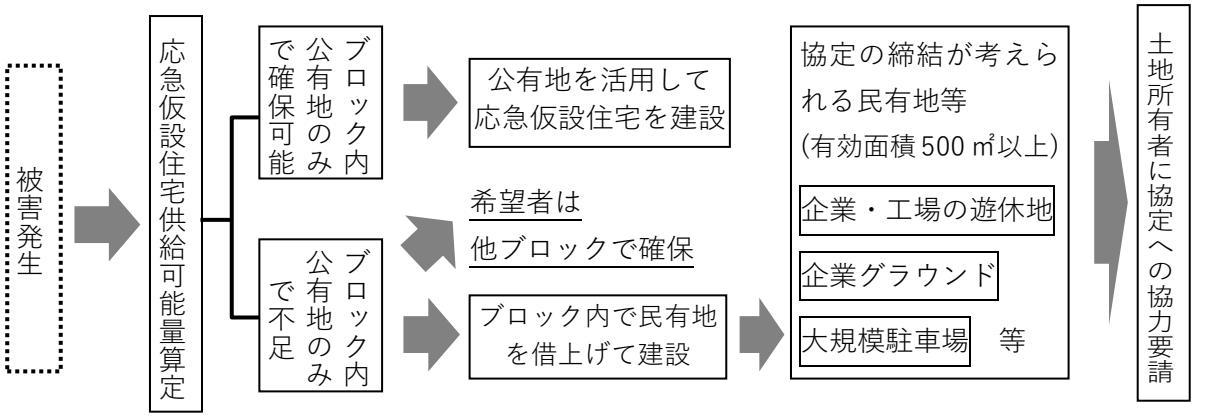

案２）大規模農地の活用による応急仮設住宅／一時提供住宅利用の検討

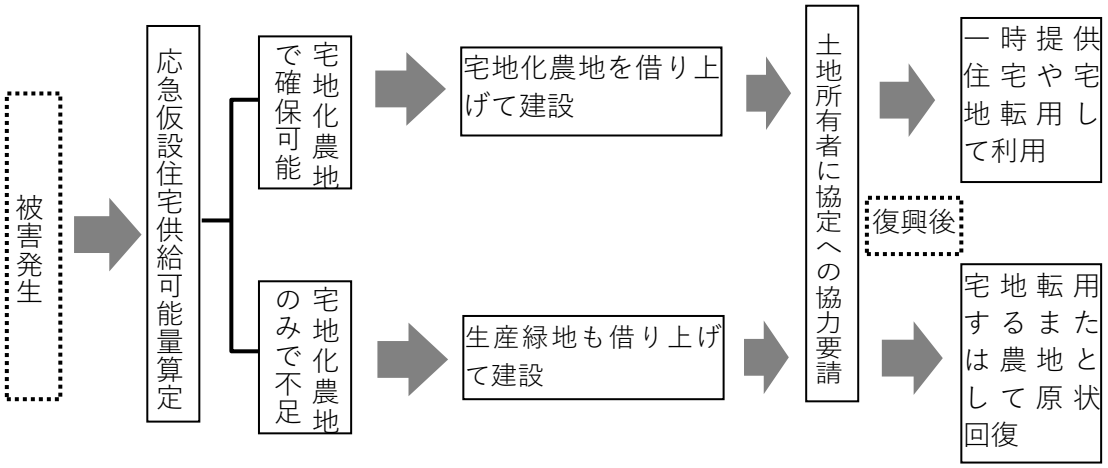

応急仮設住宅などの確保等に向けた、民有地の活用方策の一つとして、将来的な市街化促進を視野に入れた大規模農地の有効活用が考えられる。

<table>
<tr>
<td>宅地化農地の活用</td>
<td>
○　宅地化農地については、将来的な市街化促進に向けた動機づけを与えるため、一時提供住宅としての利用を目的とする集合住宅などの建設支援を行うことが考えられる。
○　具体的には、被災者用一時提供住宅としての要件を満たして建設された集合住宅について、区が被災者に入居斡旋や家賃補助などを行うことが考えられる。
<table>
<tr>
<td>効果</td>
<td>・　土地所有者にとっては、震災後に集合住宅を建設した後、一時提供住宅として区に入居斡旋などを行ってもらうことにより定期的な賃料収入の確保が可能
・　一定の条件による計画的宅地化や賃貸住宅建設への優遇措置の活用により、良好な市街化促進、一時提供住宅の確保が期待</td>
</tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

資料 3-4　足立区における応急仮設住宅の必要量と供給可能量

○　応急仮設住宅の用地確保にあたっては、できるだけ各ブロック内で被災者の住まいの確保に努めることが望まれるため、あらかじめ、各ブロック内での必要量及び供給可能量の把握が望まれる。

○　算出にあたっては、既に公表されている区全体の被害想定の結果を前提として、各ブロック内での想定被害率を求めることにより行う。（この値は、事前からのオープンスペースの利用調整を把握する際の目安であり、この結果が即各ブロック内での被害の程度を示すものではない）

◆算出方法

①　丁目別の地域危険度総合評価(1～5)をもとに、ブロック別の平均危険度を算出

例えば、1ブロックの場合

Σ(1ブロック内の各丁目のランク×各丁目の面積)／1ブロックの総面積

＝1ブロックの平均危険度

②　地域防災計画に示す区全体の地震被害想定結果(建物全壊＋半壊＋焼失棟数＝約 56,000 棟…A) より、区全体の被害世帯数がAの近似値となるように、危険度のランクを被害率に置き換えて、ブロック別の被害率を算出(下記参照)

③　被害棟数の 25%を応急仮設住宅想定必要量とする。⇒**資料 3-1**

全・半壊戸数 56,000 棟×25%＝14,000 棟

◆算出結果

ブロック	建物棟数（棟）	平均危険度	平均危険度⇒被害値に置換	被害棟数（棟）	仮設住宅必要戸数［被害棟数の25%］	地域防災計画候補地建設可能戸数		当マニュアル候補地建設可能戸数		合　計	
						平屋建	2, 3階建	平屋建	2, 3階建	平屋建	2, 3階建
1	16, 908	3. 31	73. 50%	12, 427	3, 107	86	111	119	153	205	264
2	8, 933	0. 46	27. 40%	2, 448	612			359	458	359	458
3	11, 121	2. 63	65. 52%	7, 286	1, 821			77	100	77	100
4	13, 319	2. 49	63. 75%	8, 491	2, 123			55	72	55	72
5	10, 700	1. 31	46. 24%	4, 948	1, 237			200	258	200	258
6	6, 080	0. 34	23. 55%	1, 432	358	1, 089	1, 396	243	312	1, 332	1, 708
7	6, 075	1. 24	44. 99%	2, 733	683			123	157	123	157
8	11, 189	0. 63	32. 07%	3, 588	897			516	665	516	665
9	10, 542	0. 47	27. 70%	2, 920	730	63	80	358	468	421	548
10	6, 478	0. 26	20. 59%	1, 334	333	20	26	702	903	722	929
11	8, 113	0. 35	23. 90%	1, 939	485	80	103	418	541	498	644
12	5, 312	0. 37	24. 57%	1, 305	326	77	98	253	325	330	423
13	8, 851	0. 49	28. 28%	2, 503	626			62	79	62	79
14	8, 563	0. 13	14. 56%	1, 247	312	121	156	395	509	516	665
15	8, 942	0. 15	15. 65%	1, 399	350			589	757	589	757
総計	141, 126			56, 000	14, 000	1, 536	1, 970	4, 469	5, 757	6, 005	7, 727

◆応急仮設住宅建設用地候補地一覧（案）

広場面積不明の公園
地域防災計画による予定地

ブロック	公園名	種別	総面積（㎡）	広場面積（㎡）	野球場（㎡）	建設可能戸数（1階建）	建設可能戸数（2･3階建）	地域防による予定地
1	荒川右岸大川町緑地	都緑	37,713.0	0.0	0.0			
	荒川右岸虹の広場	都緑	37,471.1	0.0	0.0			
	荒川右岸日ノ出町緑地	都緑	101,494.1	0.0	0.0			
	大川町土手下通	街区	1,575.9	0.0	0.0			
	大橋	街区	595.5	0.0	0.0			
	尾竹橋	近隣	17,356.4	825.0	3,000.0	45	58	
	関屋	街区	6,505.5	522.0	0.0	6	8	○
	千住	街区	4,829.4	650.0	0.0	7	10	
	千住曙町	街区	2,211.3	514.0	0.0	6	7	
	千住旭	街区	3,076.5	0.0	0.0			
	千住東町	街区	2,675.1	1,857.0	0.0	22	28	
	千住大川端	街区	3,631.9	0.0	0.0			
	千住大橋さくら	街区	5,000.8	1,600.0	0.0	19	24	
	千住桜木町	街区	4,442.5	692.0	0.0	8	10	
	千住スポーツ	近隣	17,738.8	5,436.0	0.0	65	83	○
	千住中居町	街区	1,507.7	0.0	0.0			
	千住仲町	街区	3,240.9	1,044.0	0.0	12	16	
	千住ほんちょう	街区	1,351.5	0.0	0.0			
	元宿さくら	街区	1,374.9	0.0	0.0			
	柳原千草園	街区	6,019.4	0.0	0.0			
	千住龍田町防災広場	－	7,459.0	1,316.0	0.0	15	20	○
2	足立堀之内	街区	4,815.5	0.0	0.0			
	荒川右岸江北橋緑地	都緑	63,360.3	0.0	0.0			
	荒川右岸鹿浜橋緑地	都緑	22,058.5	0.0	0.0			
	荒川右岸新田緑地	都緑	108,747.0	0.0	0.0			
	荒川左岸江北橋緑地	都緑	70,921.7	0.0	0.0			
	荒川左岸鹿浜橋緑地	都緑	45,467.8	0.0	0.0			
	扇西	街区	1,216.8	0.0	0.0			
	扇みしま	街区	3,536.3	0.0	0.0			
	小台	街区	2,565.3	1,090.0	0.0	13	16	
	小台東	街区	1,197.0	0.0	0.0			
	上沼田第二	街区	6,617.6	0.0	0.0			
	上沼田第六	地区	4,438.4	0.0	0.0			
	上沼田南どんぐり	街区	2,955.2	0.0	0.0			
	北宮城町	街区	6,378.9	3,300.0	2,800.0	73	93	
	江南	街区	2,234.7	899.0	0.0	10	13	
	江北一丁目	街区	3,482.3	500.0	0.0	6	7	
	江北キリン	街区	1,774.1	0.0	0.0			
	江北ふれあい	街区	1,618.4	0.0	0.0			
	江北平成	近隣	15,296.7	3,200.0	0.0	38	49	
	江北みどり	街区	1,037.1	0.0	0.0			
	五色堤	街区	1,773.5	0.0	0.0			
	新田	街区	1,510.0	0.0	0.0			
	新田稲荷	街区	2,989.8	0.0	0.0			
	新田さくら	近隣	25,193.9	9,780.0	0.0	117	150	
	新田三丁目	街区	1,649.2	686.0	0.0	8	10	
	古内	街区	2,891.9	0.0	0.0			
	堀之内北	街区	7,894.5	500.0	0.0	6	7	
	南椿	街区	7,766.0	3,250.0	3,600.0	82	105	
	南宮城	街区	4,045.0	550.0	0.0	6	8	
	宮城	街区	1,467.4	0.0	0.0			
	宮城ファミリー	街区	9,670.7	0.0	0.0			
	宮城ゆうゆう	近隣	13,060.0	0.0	0.0			

ブロック	公園名	種別	総面積（㎡）	広場面積（㎡）	野球場（㎡）	建設可能戸数（1階建）	建設可能戸数（2･3階建）	地域防による予定地
3	あみだ橋	街区	4,842.0	1,510.0	0.0	18	23	
	扇いちょう	街区	1,158.6	0.0	0.0			
	扇北	街区	1,065.2	0.0	0.0			
	扇中央	街区	3,856.7	870.0	0.0	10	13	
	扇彫刻のある	街区	1,083.9	640.0	0.0	7	9	
	扇なかよし	街区	1,114.4	0.0	0.0			
	扇東	街区	1,045.1	660.0	0.0	7	10	
	扇南	街区	1,444.9	0.0	0.0			
	興野	街区	2,054.6	1,010.0	0.0	12	15	
	興野北	街区	1,166.9	0.0	0.0			
	興野ふれあい	街区	2,201.1	0.0	0.0			
	興本	街区	1,678.0	600.0	0.0	7	9	
	奥野邑	街区	1,750.9	540.0	0.0	6	8	
	高野	街区	2,709.3	850.0	0.0	10	13	
	西新井本町	街区	1,713.5	0.0	0.0			
	本木一丁目中	街区	1,564.4	0.0	0.0			
	本木東	街区	1,190.0	0.0	0.0			
4	荒川左岸西新井橋緑地	都緑	78,824.1	0.0	0.0			
	梅島	街区	4,349.1	0.0	0.0			
	梅島さかえ	街区	584.3	0.0	0.0			
	梅島西	運動	2,325.1	500.0	0.0	6	7	
	梅島東	街区	1,148.6	0.0	0.0			
	梅田	街区	1,669.9	520.0	0.0	6	8	
	梅田五丁目フレンド	街区	1,200.8	0.0	0.0			
	梅田亀田	街区	4,789.3	810.0	0.0	9	12	
	梅田中央	街区	1,602.6	650.0	0.0	7	10	
	梅田通	街区	1,112.7	0.0	0.0			
	梅田南	街区	1,539.1	750.0	0.0	9	11	
	亀田トレイン	街区	1,785.0	530.0	0.0	6	8	
	関原	街区	917.4	0.0	0.0			
	関原三丁目	街区	509.9	0.0	0.0			
	関原中央	街区	3,129.9	1,040.0	0.0	12	16	
	関原分校跡	街区	1,017.4	0.0	0.0			
	関原防災ふれあいの森	街区	1,182.7	0.0	0.0			
	西新井	運動	1,959.4	0.0	0.0			
	西新井さかえ	近隣	10,220.5	0.0	0.0			
	ベルモント	近隣	12,966.3	0.0	0.0			
5	青井	街区	2,948.2	1,819.0	0.0	21	27	
	青井東	街区	1,604.0	598.0	0.0	7	9	
	青井ふれあい	街区	5,825.4	741.0	0.0	8	11	
	青井みどり	街区	1,403.7	531.0	0.0	6	8	
	青井南	街区	2,438.5	800.0	0.0	9	12	
	荒川左岸五反野緑地	都緑	17,788.0	0.0	0.0			
	荒川左岸わんど広場	都緑	31,487.0	0.0	0.0			
	加青	街区	1,855.1	1,205.0	0.0	14	18	
	栗島	街区	1,790.7	795.0	0.0	9	12	
	弘道いこい	街区	1,734.6	0.0	0.0			
	弘道一丁目	街区	1,185.8	0.0	0.0			
	弘道第一	街区	2,724.0	1,084.0	0.0	13	16	
	弘道第二	街区	1,215.0	0.0	0.0			
	弘道中央	街区	2,091.0	0.0	0.0			
	五反野	街区	2,296.4	846.0	0.0	10	13	
	五反野コミュニティ	街区	7,130.4	5,385.0	0.0	64	82	
	末広	街区	2,173.9	625.0	0.0	7	9	
	青和憩いの森	街区	1,999.5	0.0	0.0			
	青和コミュニティ	街区	5,314.2	805.0	0.0	9	12	
	青和ばら	街区	1,970.6	0.0	0.0			
	丹羽野	街区	1,177.6	0.0	0.0			
	中央	街区	7,467.6	963.0	0.0	11	14	
	中央本町ちびっこ	街区	1,042.9	0.0	0.0			
	西綾瀬	街区	2,228.5	0.0	0.0			
	西綾瀬そよかぜ	街区	1,223.0	0.0	0.0			
	東中央	街区	1,140.0	0.0	0.0			
	やよい	街区	1,868.8	0.0	0.0			
	若松	街区	2,644.7	1,005.0	0.0	12	15	

ブロック	公園名	種別	総面積（㎡）	広場面積（㎡）	野球場（㎡）	建設可能戸数（1階建）	建設可能戸数（2･3階建）	地域防による予定地
6	綾瀬二丁目ふれあい	街区	1,537.6	0.0	0.0			
	綾瀬七丁目丘	街区	2,107.3	0.0	0.0			
	伊藤谷	街区	1,680.8	855.0	0.0	10	13	
	河添	街区	1,375.1	623.0	0.0	7	9	
	北野	街区	971.0	600.0	0.0	7	9	
	五兵衛	街区	1,634.0	870.0	0.0	10	13	
	下河原	街区	3,331.8	2,055.0	0.0	24	31	
	下の	街区	2,476.0	1,609.0	0.0	19	24	
	しょうぶ沼	近隣	28,062.0	6,515.0	6,868.0	160	205	○
	八か村落しファミリー	街区	2,559.8	0.0	0.0			
	東綾瀬	－	158,969.8	77,450.0	0.0	929	1,191	○
	蛭沼	街区	3,683.0	1,308.0	0.0	15	20	
	普賢寺	街区	2,164.0	1,419.0	0.0	17	21	
	谷中	街区	15,200.0	3,963.0	5,800.0	117	150	
	綾南	街区	2,451.0	1,494.0	0.0	17	22	
7	内谷	街区	1,274.0	556.0	0.0	6	8	
	大谷田南	街区	9,917.4	5,311.0	0.0	63	81	
	北三谷	街区	4,875.7	0.0	0.0			
	第六天	街区	1,672.7	500.0	0.0	6	7	
	東和親水	街区	3,406.9	686.0	0.0	8	10	
	中川二丁目	街区	1,236.1	627.0	0.0	7	9	
	西沼	街区	5,710.6	921.0	0.0	11	14	
	稗田	街区	3,300.3	1,403.0	0.0	16	21	
	東谷中	街区	2,616.3	0.0	0.0			
	古隅田なかよし	街区	617.3	0.0	0.0			
	宮元	街区	5,079.2	517.0	0.0	6	7	
8	大鳥	街区	2,300.1	1,431.0	0.0	17	22	
	大谷田	街区	16,247.4	7,228.0	0.0	86	111	
	大谷田記念	街区	684.0	0.0	0.0			
	沖谷	街区	1,416.3	1,166.0	0.0	13	17	
	葛西用水親水水路	都緑	24,213.7	0.0	0.0			
	加平第一	街区	6,470.0	1,855.0	0.0	22	28	
	加平第二	街区	2,480.0	1,358.0	0.0	16	20	
	上の	街区	1,664.0	900.0	0.0	10	13	
	川端第一	街区	2,290.0	610.0	0.0	7	9	
	川端第二	街区	3,147.2	540.0	0.0	6	8	
	北加平	街区	2,850.1	0.0	0.0			
	五丁田	街区	3,313.2	1,334.0	0.0	16	20	
	佐野	街区	5,396.9	2,766.0	0.0	33	42	
	佐野いこいの森緑地	街区	5,951.0	0.0	0.0			
	佐野一丁目ゆめ	街区	1,360.0	0.0	0.0			
	佐野第二	街区	2,504.1	1,846.0	0.0	22	28	
	佐野第三	街区	2,382.8	1,871.0	0.0	22	28	
	佐野六木一号緑地	街区	712.4	0.0	0.0			
	神明北	街区	1,868.7	950.0	0.0	11	14	
	神明東	街区	2,613.6	1,217.0	0.0	14	18	
	神明水の森	街区	6,639.9	800.0	0.0	9	12	
	神明南	街区	1,417.1	1,137.0	0.0	13	17	
	神明南ふれあい	街区	3,271.6	930.0	0.0	11	14	
	辰沼	街区	4,669.0	3,059.0	0.0	36	47	
	辰沼二丁目	街区	1,084.0	0.0	0.0			
	中井堀	街区	751.8	547.0	0.0	6	8	
	中川防災	街区	1,505.4	692.0	0.0	8	10	
	東渕江庭園	街区	5,532.6	0.0	0.0			
	六木	街区	3,953.6	1,278.0	0.0	15	19	
	六木北	街区	2,785.8	1,249.0	0.0	14	19	
	六木第四	街区	2,593.9	2,456.0	0.0	29	37	
	六木中央	街区	3,102.4	0.0	0.0			
	六木二丁目中央	街区	1,200.0	890.0	0.0	10	13	
	六木水の森	街区	7,318.0	1,117.0	0.0	13	17	
	八百兔	街区	1,819.5	1,409.0	0.0	16	21	
	柳田	街区	3,105.4	2,445.0	0.0	29	37	
	雪見	街区	5,916.7	1,080.0	0.0	12	16	

ブロック	公園名	種別	総面積（㎡）	広場面積（㎡）	野球場（㎡）	建設可能戸数（1階建）	建設可能戸数（2･3階建）	地域防による予定地
9	吉右衛門堀	街区	7,073.2	3,163.0	3,500.0	79	102	
	堺田	街区	2,318.9	1,076.0	0.0	12	16	
	総合スポーツセンター	地区	52,723.1	0.0	0.0			
	八十町	街区	2,885.4	1,040.0	0.0	12	16	
	花畑東部二号	街区	2,588.7	2,320.0	0.0	27	35	
	花畑東部十号	街区	2,321.9	0.0	0.0			
	花畑東部区画十二号	街区	3,124.2	2,810.0	0.0	33	43	
	東保木間	街区	3,556.8	2,640.0	0.0	31	40	
	東六月町	街区	1,851.9	933.0	0.0	11	14	
	一ツ家第一	近隣	24,727.5	1,425.0	0.0	17	21	○
	一ツ家第二	街区	2,003.6	898.0	0.0	10	13	
	一ツ家第三	街区	2,743.4	1,237.0	0.0	14	19	
	一ツ家第四	街区	2,625.4	888.0	0.0	10	13	
	一ツ家中央	街区	3,144.7	1,372.0	0.0	16	21	
	平野	街区	2,886.2	1,240.0	0.0	14	19	
	平野さくら	街区	2,953.1	0.0	0.0			
	保塚	街区	2,490.4	821.0	0.0	9	12	
	糯田	街区	3,120.0	1,320.0	0.0	15	20	
	元渕江	近隣	40,444.0	3,873.0	0.0	46	59	○
	野耕地	街区	3,169.5	2,579.0	0.0	30	39	
	八ツ口	街区	3,078.0	1,310.0	0.0	15	20	
	六町	街区	3,307.7	1,719.0	0.0	20	26	
	六町四号	街区	1,607.0	0.0	0.0			
10	あいぐみ緑地	都緑	12,496.8	4,393.0	0.0	52	67	
	綾瀬川緑地	都緑	4,778.7	0.0	0.0			
	大鷲	街区	1,192.0	759.0	0.0	9	11	
	樫ノ木	街区	6,733.3	3,406.0	0.0	40	52	
	観音	街区	977.2	622.0	0.0	7	9	
	桑袋記念	街区	2,338.8	0.0	0.0			
	桑袋ビオトープ	都緑	8,915.6	0.0	0.0			
	毛長	街区	15,055.7	1,200.0	0.0	14	18	
	毛長川緑地	都緑	1,194.0	0.0	0.0			
	在家	街区	2,066.6	1,485.0	0.0	17	22	
	山王堀	街区	1,876.0	529.0	0.0	6	8	
	下沼	街区	2,731.4	2,232.0	0.0	26	34	
	陣川戸	街区	3,362.7	3,008.0	0.0	36	46	
	水神橋	街区	2,359.9	540.0	0.0	6	8	
	浅間第一	街区	14,146.0	13,219.0	0.0	158	203	
	堤根	街区	833.9	685.0	0.0	8	10	
	土井苗間堀	街区	3,960.5	948.0	0.0	11	14	
	道海	街区	3,886.5	3,168.0	0.0	38	48	
	仲組	街区	2,283.9	1,209.0	0.0	14	18	
	仲組西	街区	1,682.6	0.0	0.0			
	野尻	街区	1,100.3	728.0	0.0	8	11	
	花畑	近隣	23,025.9	8,755.0	0.0	105	134	
	花畑町土地区画整理組合記念	街区	1,938.0	892.0	0.0	10	13	
	花畑北部三号	街区	1,212.9	0.0	0.0			
	花畑北部六号	街区	1,805.3	0.0	0.0			
	花畑北部七号	街区	1,482.9	0.0	0.0			
	花畑前通	街区	1,773.6	1,531.0	0.0	18	23	
	花又	街区	3,275.8	2,870.0	0.0	34	44	
	花六東	街区	1,782.9	520.0	0.0	6	8	
	原	街区	803.3	684.0	0.0	8	10	
	渕江土地区画整理組合記念	街区	1,225.5	0.0	0.0			
	前谷	街区	3,262.2	1,981.0	0.0	23	30	
	南花畑	街区	1,397.7	0.0	0.0			
	名地	街区	1,181.6	1,013.0	0.0	12	15	
	元蛇橋	街区	1,448.0	0.0	0.0			
	鷲宿	街区	2,386.0	0.0	0.0			
	鷲宿東	街区	3,973.8	3,078.0	0.0	36	47	
	鷲宮	街区	516.0	0.0	0.0			
	(旧)(仮称)花畑二丁目住区センター	－	1,705.0	1,705.0	0.0			○

ブロック	公園名	種別	総面積（㎡）	広場面積（㎡）	野球場（㎡）	建設可能戸数（1階建）	建設可能戸数（2･3階建）	地域防による予定地
11	石塚	街区	4,208.6	1,515.0	0.0	18	23	
	井堀北	街区	4,144.5	1,318.0	0.0	15	20	
	栗原町	街区	4,150.5	0.0	0.0			
	栗六	街区	11,094.6	3,465.0	0.0	41	53	○
	島根	街区	3,967.8	1,188.0	0.0	14	18	
	島根北厨子	街区	1,648.0	510.0	0.0	6	7	
	島根中堀	街区	2,127.0	0.0	0.0			
	島根西	街区	1,064.8	568.0	0.0	6	8	
	島根みどり	街区	1,213.0	0.0	0.0			
	島六ふれあい	街区	3,804.1	0.0	0.0			
	新六月	街区	1,485.8	0.0	0.0			
	竹北	街区	3,040.9	0.0	0.0			
	竹の塚第一	街区	2,492.0	812.0	0.0	9	12	
	竹の塚第二	街区	2,284.3	580.0	0.0	6	8	
	竹の塚第三	街区	2,318.2	900.0	0.0	10	13	
	竹の塚第四	街区	2,457.4	500.0	0.0	6	7	
	竹の塚第五	街区	1,718.9	600.0	0.0	7	9	
	竹の塚第六	街区	8,714.4	3,287.0		39	50	○
	竹の塚第七	街区	3,535.3	1,628.0	0.0	19	25	
	竹の塚第八	街区	4,286.2	1,700.0	0.0	20	26	
	竹の塚第九	街区	3,015.3	1,050.0	0.0	12	16	
	西保木間	街区	2,349.8	1,160.0	0.0	13	17	
	西保木間一丁目	街区	1,520.3	0.0	0.0			
	西保木間北	街区	1,600.5	850.0	0.0	10	13	
	西保木間第二	街区	5,426.3	2,200.0	2,616.2	57	74	
	保木間	近隣	20,847.5	6,400.0	6,179.0	150	193	
	六月一丁目	街区	1,342.1	693.0	0.0	8	10	
	六月中央	街区	2,318.0	911.0	0.0	10	14	
	六月町	街区	1,912.1	1,088.0	0.0	13	16	
	六月やすらぎ	街区	1,108.0	800.0	0.0	9	12	
12	足立富士見	街区	7,312.6	3,232.0	3,460.0	80	102	
	いかづち	街区	2,927.2	2,251.0	0.0	27	34	
	勝田堀	街区	3,130.1	0.0	0.0			
	栗原北	街区	1,700.0	687.0	0.0	8	10	
	栗原中央	街区	2,496.0	0.0	0.0			
	新西新井	街区	5,306.0	0.0	0.0			
	諏訪木第一	街区	3,950.9	0.0	0.0			
	諏訪木第二	街区	2,783.8	0.0	0.0			
	諏訪木第三	街区	5,317.8	800.0	0.0	9	12	
	諏訪木西	街区	14,113.4	3,105.0	0.0	37	47	○
	諏訪木東	街区	13,917.4	1,600.0	0.0	19	24	
	諏訪木ぶらしのき	街区	1,190.1	0.0	0.0			
	高道西	街区	3,242.5	1,957.0	0.0	23	30	
	高道東	街区	6,356.4	1,685.0	0.0	20	25	
	中郷	街区	2,959.0	0.0	0.0			
	西新井さくら	街区	1,600.1	0.0	0.0			
	西新井中央	街区	3,488.6	856.0	0.0	10	13	
	西新井西	街区	5,983.6	2,475.0	0.0	29	38	
	西新井蓮沼	街区	1,000.0	0.0	0.0			
	西新井みどり	街区	11,210.7	3,355.0	0.0	40	51	○
	西中第一	街区	5,736.3	625.0	0.0	7	9	
	西中第二	街区	8,190.0	1,200.0	0.0	14	18	
	袋在家	街区	2,597.6	650.0	0.0	7	10	
13	伊興	街区	3,160.5	720.0	0.0	8	11	
	伊興遺跡	街区	2,716.6	0.0	0.0			
	伊興北の根	街区	1,028.4	0.0	0.0			
	伊興三丁目	街区	1,502.7	0.0	0.0			
	伊興ファミリー	街区	3,236.4	0.0	0.0			
	伊興四丁目	街区	2,300.0	0.0	0.0			
	大境	街区	6,569.9	1,288.0	0.0	15	19	
	白旗塚史跡	街区	3,685.6	1,420.0	0.0	17	21	
	諏訪木北	街区	1,144.3	748.0	0.0	8	11	
	はやぶさ	街区	2,007.7	0.0	0.0			
	はんの木橋	街区	1,678.2	0.0	0.0			
	東伊興淵之宮	街区	1,954.6	0.0	0.0			
	前沼	街区	1,828.5	1,168.0	0.0	14	17	

ブロック	公園名	種別	総面積（㎡）	広場面積（㎡）	野球場（㎡）	建設可能戸数（1階建）	建設可能戸数（2･3階建）	地域防による予定地
14	荒川左岸都市農業前緑地	都緑	9,775.0	0.0	0.0			
	一本木	街区	3,165.1	1,291.0	0.0	15	19	
	押部	街区	8,148.0	3,328.0	2,597.0	71	91	
	押部北	街区	1,034.4	866.0	0.0	10	13	
	押部西	街区	2,750.5	1,196.0	0.0	14	18	
	押部南	街区	2,256.2	700.0	0.0	8	10	
	加賀	街区	1,883.2	993.0	0.0	11	15	
	加賀北	街区	1,619.4	742.0	0.0	8	11	
	上沼田	街区	1,976.6	0.0	0.0			
	上沼田北	街区	7,864.0	2,400.0	0.0	28	36	
	上沼田東	近隣	16,427.5	5,536.0	0.0	66	85	○
	北鹿浜	近隣	19,342.1	4,800.0	3,200.0	96	123	
	江北	地区	87,821.6	2,300.0	0.0	27	35	
	江北北部緑道	街区	12,254.4	4,300.0	0.0	51	66	
	皿沼	街区	6,234.6	0.0	0.0			
	皿沼東	街区	1,213.3	0.0	0.0			
	鹿浜校趾	街区	3,455.0	0.0	0.0			
	鹿浜東	街区	2,538.9	600.0	0.0	7	9	
	島糀屋	街区	11,537.0	2,701.0	0.0	32	41	○
	東椿	街区	4,036.0	1,800.0	0.0	21	27	
	みだまえ	街区	4,086.7	2,359.0	0.0	28	36	
	谷在家	街区	15,296.4	1,963.0	0.0	23	30	○
	谷在家北	街区	2,062.8	0.0	0.0			
15	入谷中央	近隣	16,517.8	6,500.0	4,960.0	137	176	
	入谷中郷	街区	4,114.2	1,133.0	0.0	13	17	
	入谷中郷北	街区	4,201.2	2,608.0	0.0	31	40	
	入谷中丸	街区	9,250.2	2,502.0	0.0	30	38	
	入谷八丁目	街区	3,500.4	0.0	0.0			
	入谷日の出	街区	7,011.7	0.0	0.0			
	入谷緑地	街区	23,916.4	0.0	0.0			
	古千谷さくら	街区	1,443.4	0.0	0.0			
	古千谷西	街区	1,383.1	679.0	0.0	8	10	
	舎人一号	街区	9,871.7	8,550.0	0.0	102	131	
	舎人三号	街区	5,003.7	1,910.0	0.0	22	29	
	舎人四号	街区	4,527.8	4,300.0	0.0	51	66	
	舎人いきいき	街区	6,797.2	6,620.0	0.0	79	101	
	舎人七号	街区	5,105.6	0.0	0.0			
	舎人十号	街区	4,181.8	2,860.0	0.0	34	44	
	舎人十二号	街区	4,438.3	3,155.0	0.0	37	48	
	舎人はなさく	街区	1,197.2	0.0	0.0			
	舎人三丁目みどり	街区	1,177.4	0.0	0.0			
	舎人町	街区	2,599.1	1,400.0	1,632.3	36	46	
	舎人四丁目	街区	1,021.0	0.0	0.0			
	舎人緑道	街区	5,470.1	0.0	0.0			
	見沼代親水	街区	19,402.1	754.0	0.0	9	11	
計			2,365,929.3			5,985	7,701	

注）広場面積、野球場面積：公園緑地課保有の図面による値を採用（H28.3時点）
地域防災計画による予定地の広場面積：建設用地面積

資料 3-5　応急仮設住宅供給可能量の算出根拠

○　住戸規模・住戸タイプ

標準的な住戸規模については、厚生労働省の告示で 29.7 ㎡（9 坪程度）と定められており、２DK タイプが最も標準的な住戸タイプとなっているが、想定される家族形態に応じて、１DK（６坪）、３K（12 坪）等のバリエーションをつける必要がある。

タイプ別の供給戸数については、入居希望者の実態や意向調査によることが望ましいが、迅速に供給する必要がある場合には、過去の事例や足立区の世帯構成により、設定する。

（参考値）東日本大震災における㈳プレハブ建築協会の実績　6 坪：9 坪：12 坪＝１：３：１

【住戸タイプ例（宮城県女川町仮設住宅）】

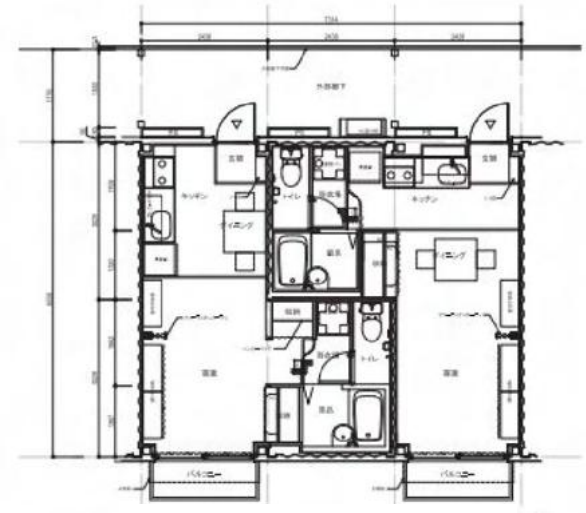

１ＤＫ（６坪）タイプ

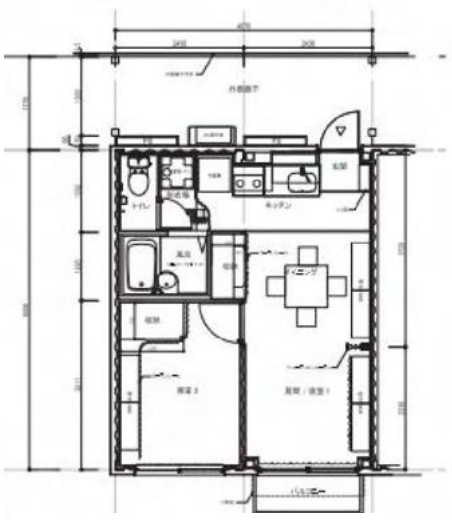

２ＤＫ（９坪）タイプ

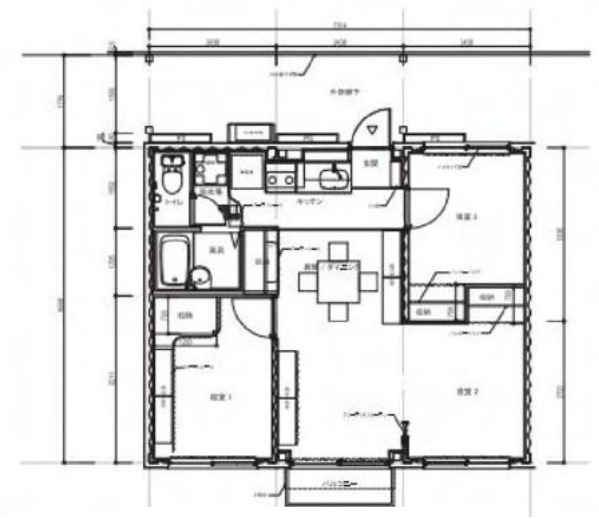

３K（12 坪）タイプ

○　最低敷地規模・住棟プラン

敷地内動線等を考慮し、１棟６戸を標準とし、敷地境界からの離隔距離を４ｍ程度取ると、下記のように 16×30＝480 ㎡となることから、**6 戸 500 ㎡を標準単位とする。**

１戸当たりの敷地面積は 500 ㎡÷6＝83 ㎡となり、阪神淡路大震災の事例では１戸当たりの敷地面積が 60～100 ㎡であったことから、適切な面積であるといえる。

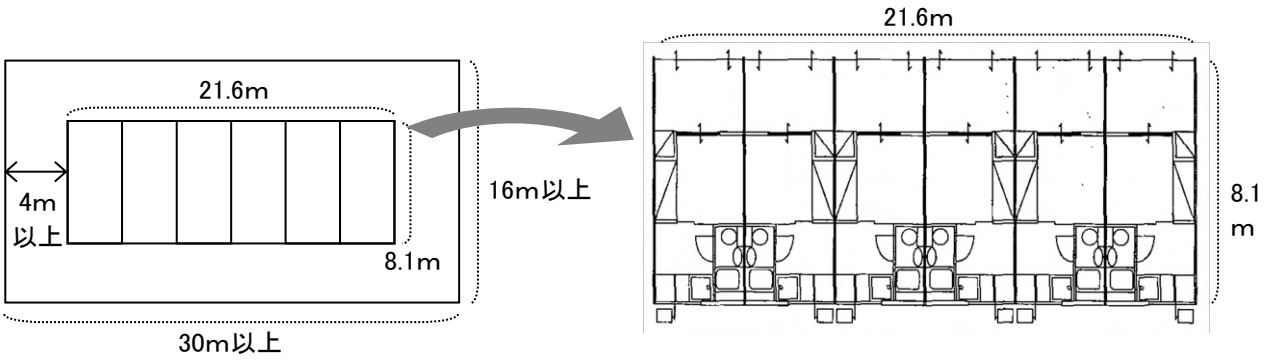

（参考）応急仮設住宅２、３階建ての事例

足立区の被害想定の中で最も被害が大きい東京湾北部地震による建物被害が起こった場合、区内の 500 ㎡以上の全公園に応急仮設住宅を建設しても、必要戸数に足りない結果となった。

このため、過去の実績から、２、３階建てとした場合の供給可能量を参考として示す。

例）女川町仮設住宅　建設戸数 189 戸、建築面積：12,300 ㎡→**１戸当たり敷地面積：65 ㎡**

出典：国土交通省資料

資料 3-6　応急仮設住宅建設候補地調査票

（別紙2）

応急仮設住宅建設候補地調査票（令和2年度）

区市町村名	施設名	応急仮設住宅建設用地（㎡）	左記用地における造成の要否	所在地	敷地面積（㎡）（注1）	有効面積（㎡）（注2）	現況	所有者	電気	ガス	上下水道	電話	アクセス道路	その他のアクセスポイント	避難場所などへの利用の有無	用途地域	高度地区	防火地域	備考	用地図面
足立区	都立東綾瀬公園④避難場所内）	77,450	不要	東綾瀬1・2・3丁目、綾瀬3・5・6丁目ほか	158,970	144,450	公園	都	○（管理事務所）	○（管理事務所）	○（管理事務所）	○（管理事務所）		空路可	有					
足立区	区立千住スポーツ公園	5,436	不要	千住緑町2丁目1－1	17,739	5,436	公園ほか	足立区	○	○	○	○	墨堤通り		有【第2次(福祉)避難所】	準工業	第3種	準防火		H29提出
足立区	区立竹の塚第六公園	3,287	不要	竹の塚2丁目25－3	8,714	3,287	公園・野球場・庭球場	足立区	○（管理事務所）	－	○（管理事務所）	○（管理事務所）			無	第一種中高層住居専用	第3種	準防火		H29提出
足立区	区立栗六公園	3,465	不要	六月3丁目10－1	11,094	3,465	公園	足立区	×	×	○	×			有【一時集合場所】	第一種中高層住居専用	第2種	準防火		H29提出
足立区	区立しょうぶ沼公園	6,515	不要	谷中2丁目4－1	28,062	6,515	公園・野球場	足立区	×	×	○	×			有【一時集合場所】	第一種中高層住居専用	第3種	準防火		H29提出
足立区	区立元渕江公園	3,873	不要	保木間2丁目17－1	40,444	3,873	公園・生物園	足立区	○（生物園）	○（生物園）	○（生物園）	○（生物園）			有【一時集合場所】	第一種住居	第2種	準防火		H29提出
足立区	区立島根屋公園	2,701	要	鹿浜2丁目22－1	11,536	2,701	公園	足立区	×	×	○	×			有【一時集合場所】	第一種住居	第2種	準防火	大雨時に調整池として機能するため、建設時は造成が必要	H29提出
足立区	区立諏訪木西公園	3,105	不要	西新井4丁目35－1	14,113	3,105	公園	足立区	×	×	○	×			有【一時集合場所】	第一種住居	第2種	準防火		H29提出
足立区	区立西新井みどり公園	3,355	不要	西新井5丁目28－1	11,210	3,355	公園	足立区	×	×	○	×			無	第一種住居	第2種	準防火		H29提出
足立区	区立谷在家公園	1,963	要	谷在家2丁目13－1	15,296	1,963	公園	足立区	×	×	○	×			無	第一種住居	第2種	準防火	大雨時に調整池として機能するため、建設時は造成が必要	H29提出
足立区	区立上沼田東公園	5,536	不要	江北6丁目10－1	16,427	5,536	公園・野球場	足立区	○（管理事務所）	○（管理事務所）	○（管理事務所）	○（管理事務所）			有【一時集合場所】	第一種住居	第3種	準防火		H29提出
足立区	区立一ッ家第一公園	1,425	不要	一ツ家4丁目16－1	24,727	1,425	公園	足立区	×	×	○	×			有【一時集合場所】	第一種中高層住居専用	第2種	準防火		H29提出
足立区	区立関屋公園	522	不要	千住関屋町10	6,505	522	公園	足立区	×	×	○	×			有【一時集合場所】	工業	第3種	準防火		H29提出
足立区	（旧）（仮称）花畑二丁目住区センター	1,705	不要	花畑二丁目205番16	1,705	1,705	更地	足立区	×	×	×	×	区道		無	第一種中高層住居専用	第2種	準防火		H29提出
足立区	千住龍田町防災ひろば	1,316	不要	千住龍田町9番1号	7,459	1,316	防災広場	足立区	○	×	○	×	区道		無	近隣商業	第3種	準防火	敷地入口が狭小のため、大型車の出入りは不可	R1提出

（注1）その施設の土地面積
（注2）その施設において樹木や建物などにより利用することが出来ない面積を除いた面積

出典：足立区資料

資料 3-7　一時提供住宅(都内)リストフォーマット(発災後調査用)(案)

（区市町村名）

住宅番号	所在地	住宅の名称等	区分	全戸数	空き家戸数	間取等	階／階高	EV有無	規模(㎡)・室番号等	その他 一時提供の条件等	管理者・連絡先等
1			□都営 □区市営 □特優賃 □公社 □公団 □民間			1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他					
2			□都営 □区市営 □特優賃 □公社 □公団 □民間			1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他					
3			□都営 □区市営 □特優賃 □公社 □公団 □民間			1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他					

出典：東京都震災復興マニュアル

資料 3-8　応急修理実施の流れ

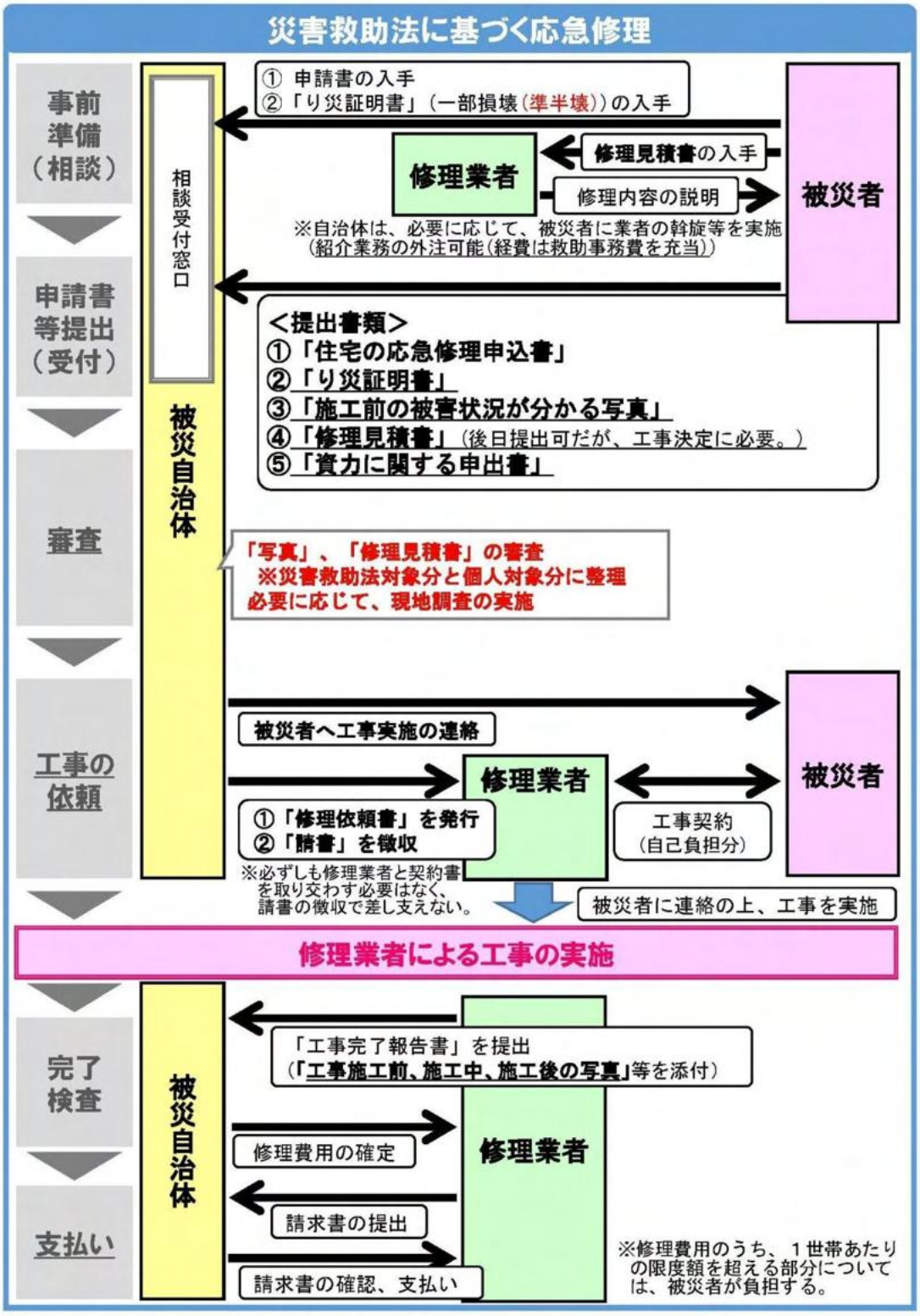

出典：災害事務取扱要領(内閣府)

資料 3-9　応急修理実施要領（案）

住宅の応急修理実施要領（案）

（令和〇年〇月〇日決定）

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、（災害名）における、法に基づく住宅の応急修理の取 扱について定めるものである。
なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、（都道府県名）内の（数字）市町村（〇市〇町〇村）である（令和〇年〇月〇日適用）。

1　対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

①　当該災害により大規模半壊、半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の損傷として一部損壊のうち損害割合が 10%以上 20%未満の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※　全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

②　応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

③　応急仮設住宅を利用しないこと。

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等）を利用することは、応急修理の目的を達成できないことからこれを認めない。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2　住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

3　基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1 世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

①　大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内

②　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　300,000 円以内

(2) 同一住家（1 戸）に 2 以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の 1 世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4　手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村（以下、「県等」という。）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは資料のとおり。

災害救助法が適用市町村一覧

○○都道府県

○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、 ○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、○○市 、

（ 以上令和○年○月○日 適用）

出典：災害事務取扱要領(内閣府)

資料 3-10　工事完了報告書様式

令和　　年　　月　　日

工 事 完 了 報 告 書

○ ○ 市（町）長　様

（施工業者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1　被災者住所・氏名

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　対象住宅所在地

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　受付番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　完了年月日　　令和　　年　　月　　日

【添付書類】
・修理見積書（写）
・工事写真（施工前、施工中、施工後）

出典：災害事務取扱要領(内閣府)

資料 3-11　応急仮設住宅に関する取組みの視点

○　地域ごとに把握した応急仮設住宅の必要量に基づき、できるだけ身近な地域で被災者の住まいの確保ができるように建設地の選定を行う。

○　環七以南の密集市街地では、甚大な家屋被害により、多くの被災者に対する応急仮設住宅の確保が必要となることが予測されるが、一方で、応急仮設住宅の建設が可能なオープンスペースが不足することが想定される。このため、事前に整理した「利用可能オープンスペース候補地」に加え、以下の用地の確保に努める。

- 民有地の借上げルール化（日常時からの事前協定の締結）
- 都市計画施設先行取得用地活用
- 区の先行取得用地（発災後、利用調整）

　　を想定した事前把握が望ましい

- 学校・公益施設跡地等（小中学校や施設の建替え・統廃合を視野に）等

○　限られた土地でできるだけ多くの応急仮設住宅を建設するために、２～３階建て工法について検討する。

○　入居者の選定方式として、避難所単位や学校区単位など、できるだけ地域のコミュニティを壊さないような方法を検討する。

資料 3-12　応急仮設住宅の建設／運営に関する取組みの視点

○　応急仮設住宅の入居にあたっては、通常、要支援者などの優先入居や抽選方式では、被災前のコミュニティが配慮されずに、高齢者の孤独死などの問題が予想される。このため、都が実施する建設計画や入居者選定に当り、区の提案を継続的に投げかけていくことが望まれる。以下に、その提案を示す。

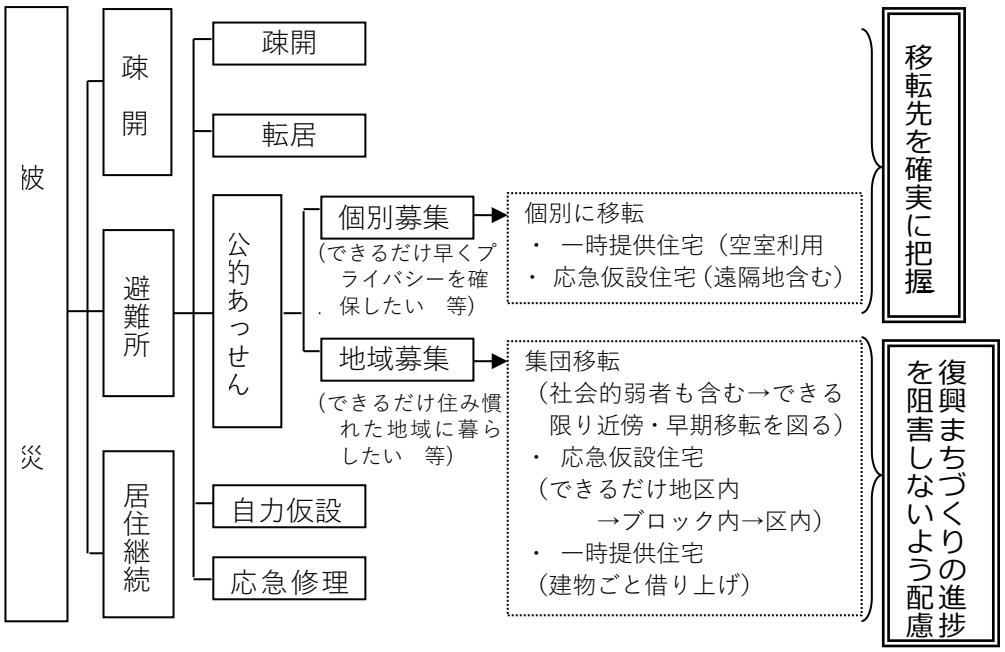

資料 3-13　応急仮設住宅における課題と解決策

阪神・淡路大震災での事例による仮設住宅の課題

課題	○(一般世帯向け)標準的仮設住宅 (１戸当り 29.7 ㎡：２Ｋ、６戸を建築単位) 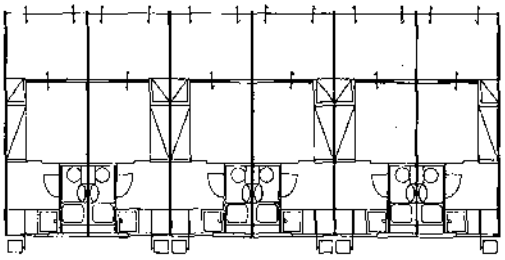 被災者の声 ・狭い/隣の物音が筒抜け/すきま風が入る ・段差等が多くバリアフリーの視点が欠如 ・ひさしがない/コンセントが少ない ・路面が未舗装/街灯・駐車場･自転車置場がない ・買物場所/病院/役所の窓口等生活施設がない	○高齢者・障害者用地域型仮設住宅 (共同トイレ、風呂、炊事場付／２階建て) 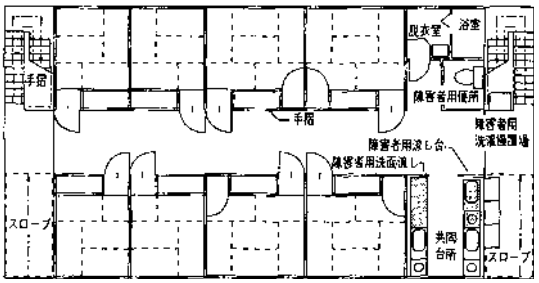 ・相談員・寮母の配置や緊急ブザー・火災報知機の設置、車椅子生活者用内装設計 被災者の声 ・入居者同士の交流を作る団欒の場がない ・ヘルパーが夜間はいない　等

課題の解決に向けて

施設配置等	①共同利用施設の配置（大規模な敷地が確保できる場合） ・一定規模以上の用地が確保可能な場合、上記の被災者の課題に対応するため、仮設住宅の建設に加え、以下の施設配置が必要である。この際、建設戸数に応じた施設配置の目標水準などを定めておくことが望ましい。 (例) 交流広場：日頃の井戸端会議の場、イベント開催の場として活用等 集会所　：日常の会合や○○教室等の場、区役所等の相談所として活用 自転車置場：使える自転車を持ち寄り、小規模なレンタルシステムを実施等 ②仮設店舗等の配置 ・住宅戸数の一定割合を店舗枠として設定。地元商店の仮再建及び被災者の利便性向上が期待
入居方式（選定）	①地域単位での募集（できる限り被災前の居住地に近い場所に） ・地域毎（避難所単位・学校区単位等）に希望者を募り集約したものをもとに選定する。 ・社会的弱者（高齢者・障害者のいる世帯、母子家庭等）については、その中で優先入居を図る。（特定箇所に固めずに、住宅戸数の一定割合以下とする等分散させる。また、社会的弱者を含むグループについてはできる限り近傍に、かつ早期移転を図る。） ・仮設商店街を設置するなど、特に地域コミュニティへの配慮が必要な場合も考慮する。 ②個別募集 ・並行して被災者の希望に応じた個別募集も行う。（遠隔地へのあっせんを含む）

資料 3-14　東日本大震災で採用された応急仮設住宅の種類

○　東日本大震災では、様々な工法による新規建設型の応急仮設住宅が供給された。その中には 2～3 階建ての PC パネルによる応急仮設住宅もあった。

○　また、民間賃貸住宅の借上げや公的住宅等の空き住戸の活用も行われた※。

※　東日本大震災では、「平成２３（２０１１）年東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について（その３）」（平成２３年３月２５日付社援総発０３２５第１号厚生労働省通知）により、被災県でない都道府県が、避難者を受け入れるために公営住宅を活用した場合、応急仮設住宅として国庫負担の対象となる弾力的な措置がとられた。

出典：東京都資料

資料 3-15　西日本豪雨や北海道胆振東部地震で採用された応急仮設住宅の種類

平成 30 年 7 月の西日本豪雨や平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震では、移動式木造住宅を利用した「ムービングハウス」の応急仮設住宅が供給された。

ムービングハウスは工場で製造する木造の一般住宅。解体せずに基礎から建物を切り離してクレーンで吊り上げ、家具もそのままで貨物としてトラックに載せて輸送できる高い移動性を有している。

国際規格の海上輸送コンテナと同じ形・サイズ(長さ12m×幅2.4m、広さ約30㎡が基本ユニット。半分サイズも有)に統一されているため、道路の通行に特別な許可を必要とせず、フェリーなどの海上輸送にも迅速に対応可能。
設置後は、電気・上下水道、ガスに接続すれば、すぐに生活をはじめることができます。被災地で一から職人が組み立てる建設型の応急仮設住宅に比べ、職人不足や悪天候などの影響を受けることもありません。被災者が早期に入居できることは、災害関連死や健康被害のリスクの軽減にも有効である。

ムービングハウスは、もともと一般の住宅として開発・使用されています。したがって一般の住宅と同等の耐震性、断熱性・気密性、防音性などの性能を備えています。
その他にも安全性・住みやすさ・経済性などの面において一般的な仮設住宅よりも優れており、注目されている。
令和2年7月に起きた九州豪雨の際には平成30年7月に起きた西日本豪雨の被害にあった倉敷市で使用されていたムービングハウスをそのまま利用した事例もあり、別の場所で災害が起きた時の再利用も可能である。

出典：内閣府資料

資料 3-16　東京都における応急仮設住宅の建設、入居の考え方

○　応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の供給に当たっては、以下に示すとおり、公有地等の外民有地も活用し、被害状況を踏まえ、適切な方法により供給する。

①　オープンスペース等利用計画などにより確保された公有地等

②　個人等により、提供・確保された民有地（他の被災者用の応急仮設住宅を提供する場合に限る。）

③　民有地の活用に際しては、都市計画事業との調整に留意する

また、想定される入居者層の世帯規模や高齢者・障害者・子育て世帯等の利用に配慮する外、公共施設、福祉施設、生活利便施設等へのアクセスなど、可能な限り、想定される入居者のニーズに配慮する。なお、高齢者等、日常生活ヒ特別な配慮を必要とする者が複数いる場合､老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅の設置を検討する。

（今後の検討項目）

・　必要に応じて団地内の自治活動等のための集会施設等を付設する。

・　なお、被災市街地復興土地区画整理事業の活用により、都市計画決定後においても、事業認可前においては、事業用仮設住宅を先行設置して利用するなど、関係部署と連携しながら、多様な手法を用いて仮設住宅の供給を図る。

○　入居選定基準・募集計画の策定

入居の募集に先立ち、入居者選定基準を策定し募集計画を作成する.

選定の基準・入居条件等については、できる限り従前コミュニティの維持・形成等に配慮しながら、均衡のとれたものとする。

また、高齢者等住宅確保要配慮者の入居者募集・選定・入居手続きにあたっては以下の点に配慮する。

・　バリアフリー化が進んでいる公的住宅等への優先入居を行う。

・　見守り等の生活支援サービスに福祉部門などと連携して取り組む。

※　都営住宅、区市町村住宅は、公営住宅法の特定入居となる場合も見据えた入居者の選定を行うことが望ましい。

出典：東京都震災復興マニュアル

資料 3-17　応急仮設住宅等入居者選定基準（案）

本基準は、東京都地域防災計画（震災編）第13章に規定する応急仮設住宅の入居者選定基準を定め、迅速かつ的確な危機管理に資することを目的とする。

1　入居者の資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

一　住宅が全焼、全壊又は流失した者

二　居住する住家がない者

三　自らの資力では住家を確保できない者

2　入居者の選定

（1）　応急仮設住宅等の入居者は、次の各号に規定する優先順位により選定する者とする。ただし、必要に応じ、募集戸数の一定割合については、これによらないものとすることができる。

一　第１順位　高齢者（65歳以上）のみの世帯、障害者（中度以上）のいる世帯、乳幼児（３歳未満）のいる母子世帯

二　第２順位　高齢者（65歳以上）のいる世帯、乳幼児（３歳未満）のいる世帯、母子世帯（子どもが18歳未満）、多子世帯（子どもが18歳未満）、妊婦のいる世帯

三　第３順位　病弱な者のいる世帯、特に配慮を要する世帯

四　第４順位　前１号から３号に規定する世帯以外の世帯

（2）　応急仮設住宅等の戸数が使用申込者の数に充たないときは、前項の各号に掲げる者を各号に規定する優先順位に従い、抽選により入居者を決定する者とする。

（3）　応急仮設住宅の建設用地が不足する地域において、概ね10戸以上の応急仮設住宅の建設が可能な用地を個人又は共同で提供した土地所有者に対しては、原則として、応急仮設住宅への優先的な入居を認めるものとする。

出典：東京都震災復興マニュアル

2　応急仮設住宅支援員　各自治体での事業実施内容

（独立行政法人労働政策研究・研修機構　編（2013）.「労働政策研究報告書 No.156 東日本大震災と雇用・労働の記録―震災記録プロジェクト第１次取りまとめ報告書―（JILPT 東日本大震災記録プロジェクト取りまとめ No. 3）」P247 より作成

	岩手県 大船渡市・大槌町	宮城県 石巻市	宮城県 多賀城市	宮城県 亘理町	福島県 飯舘村（福島市松川第一仮設住宅）
事業形態	委託（北上市が委託元） ※P●●も参照	委託	委託	直接（町臨時職員として雇用）	委託（県が委託元、「絆づくり応援事業」）
	地元のＮＰＯ法人（中間支援団体）と地元の民間事業者（人材ビジネス会社）の協働チーム	社会福祉協議会（社協）	民間事業者（公的業務の請負等）	―	福島県が実施している「絆応援事業」（Ｐ●●も参照）で県北を担当している民間事業者（人材ビジネス会社）
仮設住宅戸数（建設数）	37団地、1,811戸（大船渡市） 48 団地、2,106 戸（大槌町）	134 団地、7153 戸	6 団地、373 戸	9 団地、1126 戸	118戸 （飯舘村の仮設は福島県内に 9 団地、665 戸）
仮設支援員雇用数（括弧内は 1 支援員あたりの戸数）（23 年度）	103人（大船渡市、1/18戸）、うち6名はワークシェア（パート） 103人（大槌町、1/20戸）、うち20名はワークシェア（パート）	169人（1/42戸）	23 人（1/16 戸）うち２名はワークシェア（パート）	23 人（1/48 戸）	７人（1/16 戸）
組織、しくみ	市内を６地区に分け、事務局、地区マネージャー、支援員を配置、平日日中に常駐する。 仮設住宅内の集会所および談話室を拠点とする。	市内を10地区に分け地区担当者、主任、支援員を配置。車での巡回、常駐はしない。	３団地ずつ２地区に分け、地区チーフを置く。各団地には戸数にあわせて２～６人を配置。シフト制で毎日常駐。２人１組で仕事にあたる。仮設住宅内の集会所を拠点とする。イベント等の調整は社協が行っている。	集会所７ヶ所に各３人ずつの配置、シフト制で年末年始を除く毎日常駐する。	自治会を結成した後に、自治会役員を支援員として雇用。 集会所に常駐する仮設管理人（フルタイム１人）を飯舘村の臨時職員として直接雇用している。
仕事の内容と範囲	平日常駐・巡回による見守り ・支援物資の整理、配布 ・ボランティアや支援団体の連絡調整 ・行政情報の発信、団地内の困りごとや要望を行政、社協等につなぐ ・集会所の利用促進、管理 ・仮設住宅内で交流イベントやサロンの開設などコミュニティづくりの「お手伝い」 ・仮設住宅団地の窓口的役割、治安のための門番的役割	・戸別訪問・巡回による見守り（１戸あたり巡回は２分、訪問は 10 分が基準） ・支援物資の配布 ・メンタル、病気など専門的ケアの必要な住民へ専門部門の紹介 ・団地内の困りごとや要望を行政、各種サービスにつなぐ役割	・毎日常駐・巡回による見守り・安否確認 ・健康調査の後、専門家につなぐ ・支援物資の整理、配布 ・行政情報の発信、団地内の困りごとや要望を行政につなぐ ・集会所の利用促進、掲示板の設置、管理 ・自治会活動支援 ・仮設住宅団地の窓口役割、治安のための門番的役割 ・敷地内清掃、草むしり等 ・宅配等の不在時の預かり	・毎日常駐、戸別訪問・巡回による見守り ・周知チラシ、支援物資の配布 ・団地内の困りごとや要望を行政につなぐ役割 ・集会所管理 ・入居者退去時の部屋確認 住民異動届の受理など一部行政サービス業務の代行（震災当初） ・仮設住宅内で交流イベントやコミュニティづくりの「お手伝い」	・支援物資の配布、連絡書のポスティング ・自治会活動（イベント）の企画・準備・運営 ・仮設団地内見守り（生活相談等は社協が中心）

出典：区市町村震災復興標準マニュアル

	岩手県 大船渡市・大槌町	宮城県 石巻市	宮城県 多賀城市	宮城県 亘理町	福島県 飯館村（福島市松川第一仮設住宅）
賃金（緊急雇用基金によるもの）	支援員　時給 850 円 マネージャー　月給 210,000 円	支援員日給　6400 円 交通費 1 日 1000 円	所長　25 万円 支援員　月給 16 万円 （チーフは+5 千円）	時給 840 円	支援員　時給 850 円 リーダー手当　月 1 万円
労働時間	8 時 30 分～17 時 30 分（うち休憩 1 時間） ワークシェアしている者は 1 日 4 時間（2 名で 8 時間）	8 時 30 分～17 時 15 分（うち休憩 1 時間）	シフト制　週 40 時間（基本） ワークシェアしている 2 名は週 20 時間。	シフト制　早番：8 時 30 分～4 時 30 分、遅番 9 時 15 分～5 時 15 分（うち休憩 1 時間）	1 日 2 時間、週 3 日（H24 年度）、週 5 日（H23 年度）。
教育訓練	支援員マニュアルの整備、ＰＣスキル、傾聴スキル、中越地震時の事例講習会、ＡＥＤ講習会等。現場では課題共有ワークショップを実施している。	研修プログラムは無償で会計コンサルティング会社作成。そのテキストを元に 4～5 日間の研修を行う。	研修プログラムあり。ＮＰＯ被災者サポートセンター等での外部研修に参加。研修後レポート提出、全員で回覧し理解を深める。全員で共有、共通認識を持つため。月一回全員研修（夜間）を実施。	特にない。 引継ぎ、申し送りによる課題共有の蓄積による。	特にない。
募集・採用	ハローワーク、ラジオＣＭ、新聞折込広告、ポスティングなど広く募集をかけた。 採用倍率はだいたい 2 倍くらい。	ハローワークから募集。募集採用業務を人材会社に一部委託した。資格、能力等である程度の人数に絞り、社協が応募者の生活逼迫度などから採用を決定した。 採用倍率は 1.7 倍程度。	ハローワークから募集したが、当初は人が集まらず、口づてで集めた。23 年夏ぐらいの募集からは採用倍率 2～4 倍程度で集まりだした。ある一定の能力水準で比較した場合、世帯の生活逼迫度から優先的に採用した。	ハローワーク、町広報誌での募集。	自治会、村から推薦、応募
支援員の特徴	40 歳以上が全体の 7 割超。7 割が女性。前職が正規雇用者以外では、パート労働者、自営（水産加工）、漁業従事者が目立つ。	40 歳以上、女性が多い。自営業、水産加工業などが前職の傾向。生活逼迫者を優先。	40 歳以上が全体の 7 割。男女半々。工場、食品会社等での雇用者、自営業者（商業）。隣接する仙台市からも来ている。	平均 42 歳、女 2：男 1 の割合。主に農家、自営業（商業）が多い。	60 歳以上の高齢者に集中。
地域コミュニティへの関わり方	支援員はあくまでコミュニティの「お手伝い」であり、草刈や清掃などは主体的には実施しない。コミュニティが支援員に依存しないよう、業務としては位置づけていない。	コミュニティ支援を要請されているが、他の復興支援ＮＰＯに任せている。今後はサロンやお茶会などなどコミュニティ形成支援に関わる仕事も検討している。	コミュニティ支援を行っているが極めて難しい。自治会を作って代表や役員を作っても、所詮「仮の住まい」の意識が強く、自治会に対する紐帯が薄い。	亘理町では大規模団地に従前のコミュニティに関係なく入居していることもあり、仮設でのコミュニティ維持は難しいが、集会所で行う行事やイベントを通して結びつきが生まれるよう支援員が手助けしている。	地域コミュニティの再構築。地区はバラバラで入居したが、村からの要請により自治会設置をし、支援員が兼任している。
インタビュー日時	2012 年 9 月 6 日	2012 年 9 月 12 日	2012 年 10 月 31 日	2012 年 10 月 31 日	2012 年 11 月 20 日

資料 3-19　応急仮設住宅／一時提供住宅入居者名簿フォーマット案

調査日	年　月　日	住宅名		部屋番号	
世帯主氏名		性別	□男□女	年齢	歳
従前居住地					
入居月日	年　月　日～				
入居資格	ア　罹災証明書　□全壊・全焼　□半壊・半焼 イ　選定基準　□優先入居　□一般入居				
世帯年収	ア　被災前の世帯収入　1か月約　円 イ　現在の世帯収入　1か月約　円				

家族構成

続柄	氏名	性別	年齢	職業	収入	障害の有無	備考
		□男 □女	歳			□有 □無	
		□男 □女	歳			□有 □無	
		□男 □女	歳			□有 □無	
		□男 □女	歳			□有 □無	
		□男 □女	歳			□有 □無	

特記事項

出典：東京都震災復興マニュアル

資料 3-20　応急的な住宅から恒久的な住宅の確保に向けたプロセスと支援メニュー例

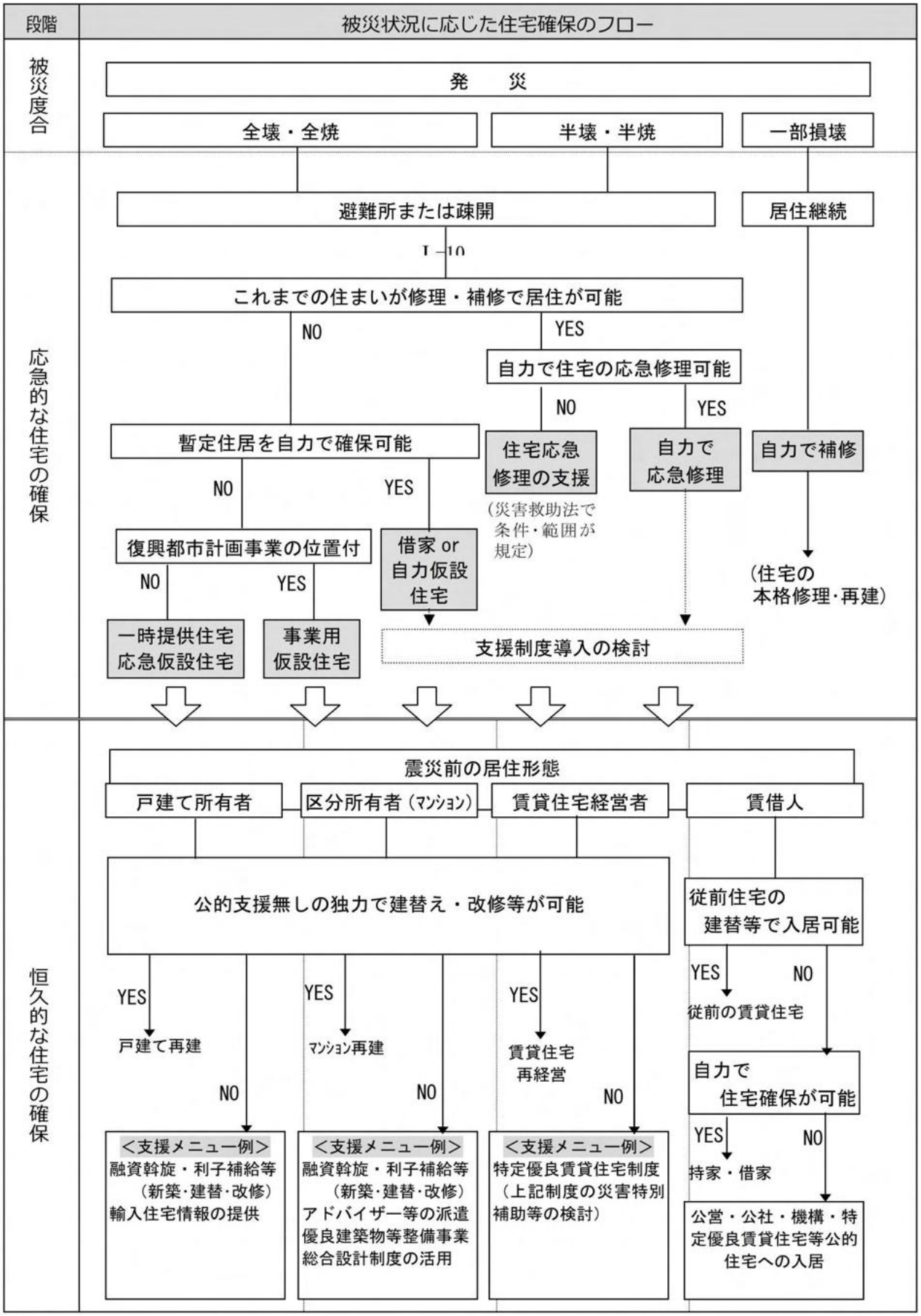

資料 3-21　恒久的な住宅の供給量のフレーム案

Ⅰ　恒久的な住宅の供給量の基本的な考え方

1　目標

2　役割

3　対象地域

Ⅱ　供給量

1　民間住宅（自力再建による持家・分譲・賃貸等）

(1) 供給方針

(2) 供給量

2　特定優良賃貸住宅

(1) 供給方針

(2) 供給量

3　都営住宅

(1) 供給方針

(2) 供給量

4　公社住宅等

(1) 供給方針

(2) 供給量

5　その他

6　地域別供給量

○○地域	供給戸数	各種タイプ別				
		新規	建替	補修等	□タイプ	◇タイプ
1民間住宅						
持家（再建）		－				
賃貸						
分譲						
その他						
2特定優良賃貸住宅		－				
民間建設		－				
公共建設		－				
3公営住宅						
4公社・機構住宅						
5その他住宅						
小計（民間建設）						
小計（公共建設）						
合計						

出典：東京都震災復興マニュアル

資料 3-22　住宅復興計画のフレーム案

Ⅰ　住宅復興計画の基本的な考え方

1　目標

○　応急住宅対策の実施による避難所生活の早期解消

○　公的支援による被災者の自力での住まいの確保の促進

○　公的支援等による恒久的な住宅の確保

○　安全で快適な福祉のまちづくりの推進

2　役割

○　東京都復興総合計画の特定分野計画

○　応急住宅対策を含む住宅復興に向けた施策の方向性等を示す

3　計画期間

○　５カ年

Ⅱ　施策

1　応急的な住宅の整備等

(1) 被災住宅の応急修理

(2) 応急仮設住宅等の供給

2　自力での住まいの確保への支援

(1) マンション等の再建

(2) 住宅資産活用等による住宅再建

(3) 民間住宅の供給促進

(4) 民間賃貸住宅への入居支援

(5) 住まい・まちづくり推進体制

(6) 情報提供及び住宅相談

3　公的住宅の供給

(1) 公営住宅

(2) 公社・機構住宅

4　安全で快適な福祉のまちづくりの推進

(1) 安全で快適な住宅・住環境の整備

(2) 福祉のまちづくりの推進

(3) がれき等の処分及び発生の抑制等

(4) その他

出典：東京都震災復興マニュアル

資料　法-1【建築基準法第 84 条第 1 項：被災市街地における建築制限】

第一次建築制限

（中略）
特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため、必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から１か月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、または禁止することができる。

資料　法-2【建築基準法第 84 条第 2 項：被災市街地における建築制限】

第一次建築制限

（中略）
特定行政庁は、さらに１か月を超えない範囲において前項の期間を延長することができる。

資料　法-3【建築基準法第二条：用語の定義】

第一次建築制限

（中略）
三十五　特定行政庁　建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

資料　法-4【建築基準法第四条：建築主事】

第一次建築制限

第四条　政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。
２　市町村(前項の市を除く。）は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。

資料　法-5【建築基準法第九十七条：特別区の特例】

第一次建築制限

第九十七条の三　特別区においては、第四条の第二項の規定によるほか、特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、特別区が置く建築主事に適用があるものとする。

（以下略）

資料　法-6【建築基準法施行例第二条：都道府県知事が特定行政庁となる建築物】

第一次建築制限

第二条の二　法第二条第三十五号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、第百四十八条第一項に規定する建築物以外の建築物とする。

2　法第二条第三十五号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、第百四十九条第一項に規定する建築物

資料　法-7【建築基準法第百四十九条：特別区の特例】

第一次建築制限

第百四十九条　法第九十七条の三第一項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物、工作物又は建築設備（第二号に掲げる建築物又は工作物にあつては、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物又は工作物を除く。）に係る事務以外の事務とする。

一　延べ面積が一万平方メートルを超える建築物

二　その新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法第五十一条（法第八十七条第二項及び第三項並びに法第八十八条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区の建築主事にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物又は工作物

三　第百三十八条第一項に規定する工作物で前二号に掲げる建築物に附置するもの及び同条第三項に規定する工作物のうち同項第二号ハからチまでに掲げる工作物で前二号に掲げる建築物に附属するもの

四　第百四十六条第一項第一号に掲げる建築設備で第一号及び第二号に掲げる建築物に設けるもの

（以下略）

資料　法-8【建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）】

第一次建築制限

（指定確認検査機関に対する配慮）
第七十七条の三十三　国土交通大臣及び地方公共団体は、指定確認検査機関に対して、確認検査の業務の適確な実施に必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。
（仮設建築物に対する制限の緩和）
第八十五条　非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。
一　国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
二　被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの
（以下略）

資料　法-9【国土利用計画法第 27 条の６：監視区域の指定】

土地取引規制

都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域（第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域を除く。）を、期間を定めて、監視区域として指定することができる。

資料　法-10【被災市街地復興特別措置法第 24 条：監視区域の指定】

土地取引規制

都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長は、被災市街地復興推進地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

資料　法-11【「国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針（国土交通省　改正平成 27 年 3 月 27 日）」より抜粋】

土地取引規制

Ⅷ　監視区域について

（中略）

（4）指定要件の判断に当たっての具体的指標について

地価の動向に関する指定要件の判断に当たっての具体的指標としては、下記の①から④までの指標等が考えられる。

① 用途地域別又は地価公示地点若しくは地価調査地点別の地価動向の推移、全国の類似地域における地価動向の推移

② 地域別の土地取引件数の推移、法人取引が占める割合の推移、法人取引に占める域外法人取引の割合の推移、短期間に転売を行う取引の件数の推移

③ 金融機関の貸出金利の動向、不動産取引関連融資の実績の推移

④ 開発プロジェクト等の構想若しくは計画の有無又は実施状況

（以下略）

資料　法-12【大規模災害からの復興に関する法律　第 10 条（復興計画）】

復興まちづくり計画（原案）

（中略）

4 特定被災市町村等は、復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項 を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5 特定被災市町村等は、復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 特定被災市町村等は、復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

資料 法-13【大規模災害からの復興に関する法律　第 11 条（復興協議会）】

復興まちづくり計画（原案）

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議（第四項各号に掲げる協議を含む。）を行うため、復興協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 特定被災市町村の長（以下「特定被災市町村長」という。） 二 特定被災都道府県の知事（以下「特定被災都道府県知事」という。）

3 特定被災市町村等は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げ る者を構成員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長

二 その他特定被災市町村等が必要と認める者

（以下略）

資料 法-14【大規模災害からの復興に関する法律　第 42 条（都市計画法の特例）】

復興まちづくり計画

1 （中略）

2 特定大規模災害等を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における都市計画に係る事務の実施体制その他の地 域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら次に掲げる都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。

一 前条第一項の規定による一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画

二 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域に関する都市計画

三 前二号に掲げるもののほか、当該被災市町村の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画

3 （以下略）

資料 法-15【大規模災害からの復興に関する法律　第 10 条（復興計画）】

復興まちづくり計画

1 （中略）
2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
二 復興計画の目標
三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する 基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用 方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
（以下略）

資料 法-16【大規模災害からの復興に関する法律　第 41 条
（一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画）】

地区復興まちづくり計画（原案）

（中略）
2 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとす る。
一 住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模
二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限 度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度
3 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従って定めなければなら ない。
一 前項第一号に規定する施設は、当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点と しての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。
二 前項第二号に掲げる事項は、再度災害を防止し、又は軽減することが可能となるよう定めること。
（以下略）

資料 法-17【被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）】

第二次建築制限

（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）

第五条　都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

一　大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。

二　公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。

三　当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

2　（以下略）

資料 法-18【被災市街地復興特別措置法　第６条（市町村の責務等）】

第二次建築制限

市町村は、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、緊急復興方針に従い、できる限り速やかに、都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2　被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、市町村が当該土地区画整理事業を施行するものとする。ただし、当該土地について土地区画整理法第三条第一項から第三項まで又は第五項の規定により土地区画整理事業が施行される場合は、この限りでない。

（以下略）

資料 法-19【被災市街地復興特別措置法施行規則　第１条（許可申請書の添付書類）】

第二次建築制限

被災市街地復興特別措置法（以下「法」という。）第六条第三項の規定により被災市街地復興土地区画整理事業を施行しようとする都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社は、土地区画整理法第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第六条第三項の規定による協議の上であることを証する書類を添付しなければならない。

２　法第六条第五項の規定により市街地再開発事業を施行しようとする都道府県、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社は、都市再開発法第五十一条第一項又は第五十八条第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第六条第五項の規定による協議の上であることを証する書類を添付しなければならない。

資料 法-20【被災市街地復興特別措置法　第７条（建築行為等の制限等）】

第二次建築制限

被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二　非常災害（第五条第一項第一号の災害を含む。）のため必要な応急措置として行う行為

三　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

（中略）

５　都道府県知事等は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

資料 法-21【被災市街地復興特別措置法施行令　第２条
（被災市街地復興推進地域内における都道府県知事の強化を要しない行為）】

第二次建築制限

法第七条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う土地の形質の変更
二　既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の新築、改築又は増築
三　既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
四　現に農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更又は物置、作業小屋その他これらに類する建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の新築、改築若しくは増築（新築若しくは改築に係る部分の床面積又は増築後の床面積の合計が九十平方メートル以下であるものに限る。）

資料 法-22【被災市街地復興特別措置法施行令　第３条】

第二次建築制限

法第七条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村（都の特別区を含む。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

資料 法-23【被災市街地復興特別措置法施行規則　第２条　（建築行為等の許可の申請）】

第二次建築制限

法第七条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第一の申請書を提出してするものとする。
２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、都道府県知事等が、これらの図書を得ることができない正当な理由があると認める場合においては、この限りでない。
一　土地の形質の変更にあっては、次に掲げる図書
　イ　当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
　ロ　設計図で縮尺千分の一以上のもの（法第七条第二項第一号イに該当する行為に限る。）
二　建築物の新築、改築又は増築にあっては、次に掲げる図書
　イ　敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの
　ロ　二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもの（法第七条第二項第二号ロ又はハに該当する行為に限る。）

資料 法-24【都市計画法　第 10 条（被災市街地復興推進地域）】

第二次建築制限

四　都市計画区域については、都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めることができる。

2　被災市街地復興推進地域については、都市計画に、名称、位置及び区域のほか、別に法律で定める事項を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

3　被災市街地復興推進地域内における建築物の建築その他の行為に関する制限については、別に法律で定める。

資料 法-25【都市計画法施行令　第４条

（被災市街地復興推進地域について都市計画に定める事項）】

第二次建築制限

五　法第十条の四第二項の政令で定める事項は、区域の面積とする。

資料 法-26【被災市街地復興特別措置法　第８条（土地の買取り等）】

第二次建築制限

都道府県、市町村その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2　都道府県知事等は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（中略）

5　第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。

資料 法-27【被災市街地復興特別措置法　第１０条（被災市街地復興土地区画整理事業）】

第二次建築制限

被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地についての土地区画整理事業（以下「被災市街地復興土地区画整理事業」という。）については、土地区画整理法及び次条から第十八条までに定めるところによる。

資料 法-28【被災市街地復興特別措置法　第１１条（復興共同住宅区）】

第二次建築制限

住宅不足の著しい被災市街地復興推進地域において施行される被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該被災市街地復興推進地域の復興に必要な共同住宅の用に供すべき土地の区域（以下「復興共同住宅区」という。）を定めることができる。

２　復興共同住宅区は、土地の利用上共同住宅が集団的に建設されることが望ましい位置に定め、その面積は、共同住宅の用に供される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

資料 法-29【被災市街地復興特別措置法　第１３条（宅地の共有化）】

第二次建築制限

第十一条第一項の規定により事業計画において復興共同住宅区が定められたときは、施行地区内の宅地でその地積が指定規模に満たないものの所有者は、前条第一項の期間内に、施行者に対し、換地計画において当該宅地について換地を定めないで復興共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地に他人の権利（建築物その他の工作物を使用し、又は収益することができる権利に限る。）の目的となっている建築物その他の工作物が存するときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

２　前項の規定による申出は、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地の地積の合計が指定規模となるように、数人共同してしなければならない。

資料 法-30【被災市街地復興特別措置法　第１９条
（被災市街地復興推進地域内における第二種市街地再開発事業の施行区域の特例）】

第二次建築制限

被災市街地復興推進地域内の土地の区域については、当該区域が都市再開発法第三条の二第二号イ又はロに掲げる条件に該当しないものであっても、これを同号に掲げる条件に該当する土地の区域とみなして、同法の規定を適用する。

資料 法-31【被災市街地復興特別措置法　第 20 条
（都市計画施設の区域内における建築の規制の特例）】

第二次建築制限

被災市街地復興推進地域内の都市計画施設の区域内において行われる建築物の建築についての都市計画法第五十五条第一項の規定の適用については、同項中「区域内の土地でその指定したものの区域」とあるのは、「区域」とする。

資料 法-32【被災市街地復興特別措置法　第 22 条

（独立行政法人都市再生機構法の特例）】

第二次建築制限

機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下この条において「機構法」という。）第十一条第一項に規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るため、当該住宅被災市町村の区域内において、委託に基づき、同条第三項各号の業務を行うことができる。

2　機構が、機構法第十一条第一項第七号の業務を行う場合において、その業務が被災市街地復興土地区画整理事業、被災市街地復興推進地域内において行われる市街地再開発事業又は住宅被災市町村の区域内において行われる国土交通省令で定める戸数以上の賃貸住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る機構法第十八条第一項各号に定める工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わって、当該工事を施行することができる。この場合には、機構法第十八条第二項から第五項まで及び第十九条から第二十四条までの規定を準用する。

3　前項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第四十条第二項中「第二十条第四項」とあるのは、「第二十条第四項（被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項後段において準用する場合を含む。）」とする。

資料 法-33【被災市街地復興特別措置法　第 23 条

（地方住宅供給公社法の特例）】

第二次建築制限

地方住宅供給公社（次項において「公社」という。）は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号。次項において「公社法」という。）第二十一条に規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るため、当該住宅被災市町村の区域内において、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地において自ら又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

2　前項の規定により公社の業務が行われる場合には、公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十三条第一項に規定する業務」とする。

資料 法-34【都市計画法　第 19 条（市町村の都市計画の決定）】

第二次建築制限

市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2　市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3　市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

資料 条-1　東京都における震災復興に関する条例

東京都震災対策条例

（平成１２年１２月２２日　東京都条例第２０２号）

東京都震災対策条例を公布する。

東京都震災対策条例

東京都震災予防条例(昭和四十六年東京都条例第百二十一号)の全部を改正する。

目次

前文
第一章　総則
第一節　目的(第一条)
第二節　知事の責務(第二条―第七条)
第三節　都民の責務(第八条)
第四節　事業者の責務(第九条―第十一条)
第二章　予防対策
第一節　震災に関する研究、公表等(第十二条)
第二節　防災都市づくりの推進(第十三条)
第三節　都市施設及び建築物等の安全の確保(第十四条―第二十三条)
第四節　火災の防止等(第二十四条―第三十一条)
第五節　防災広報及び防災教育(第三十二条・第三十三条)
第六節　防災組織(第三十四条―第三十七条)
第七節　地域における相互支援ネットワークづくり(第三十八条)
第八節　ボランティアへの支援(第三十九条)
第九節　要援護者に対する施策(第四十条)
第十節　防災訓練(第四十一条・第四十二条)
第十一節　都民等の意見(第四十三条)
第三章　応急対策
第一節　応急体制等の整備(第四十四条―第四十六条)
第二節　避難(第四十七条―第五十一条)
第三節　救出及び救助の活動拠点等の確保(第五十二条)
第四節　帰宅困難者対策(第五十三条・第五十四条)
第四章　復興対策
第一節　震災復興の推進(第五十五条・第五十六条)
第二節　地域協働復興(第五十七条・第五十八条)
第五章　委任(第五十九条)
附則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、

地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第一章　総則

第一節　目的

第一条　この条例は、地震による災害(以下「震災」という。）に関する予防、応急及び復興に係る対策（以下「震災対策」という。）に関し、都民、事業者及び東京都（以下「都」という。）の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第二節　知事の責務

(基本的責務)

第二条　知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命､身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2　前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。）の計画(以下「震災対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。

3　震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア(以下「都民等」という。)、第三十四条から第三十六条までの防災組織並びに第五十八条第一項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

(都民及び事業者に対する指導等)

第三条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアに対する支援)

第四条　知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

(都民等への助成)

第五条　知事は､都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

(区市町村との連絡調整及び助成)

第六条　知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村(以下「区市町村」という。）との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2　知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

(協力要請)

第七条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第三節　都民の責務

第八条　都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2　都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

一　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
二　家具の転倒防止
三　出火の防止
四　初期消火に必要な用具の準備
五　飲料水及び食糧の確保
六　避難の経路、場所及び方法についての確認

3　都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第五十七条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

4　都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

第四節　事業者の責務

(基本的責務)

第九条　事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3　事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

(事業所防災計画の作成)

第十条　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

(事業所防災計画の届出)

第十一条　都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第二章　予防対策

第一節　震災に関する研究、公表等

第十二条　知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2　都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

3　知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

4　知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第二節　防災都市づくりの推進

第十三条　知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。)を推進するた

め、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2　前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　防災都市づくりに関する施策の指針

二　地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定

三　重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定

3　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第一項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第三節　都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第十四条　知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第十五条　知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第十六条　知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）に規定する地下街をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第十七条　知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

一　震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

二　震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

(公共施設等の安全の確保)

第十八条　知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2　前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

(都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保)

第十九条　都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2　知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

(危険物の落下防止)

第二十条　知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

(宅地造成地の安全の確保)

第二十一条　知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(宅地造成地の検査)

第二十二条　知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

(地盤沈下の防止)

第二十三条　知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。

第四節　火災の防止等

(火災の防止)

第二十四条　知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第二十五条　都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

(火気使用器具の規制)

第二十六条　知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第二十七条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2　知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(建築物の不燃化)

第二十八条　知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2　消防法第九条の三の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第二十九条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯(火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。)の整備に努めなければならない。

(危険物取扱施設の安全の確保)

第三十条　知事は、消防法第二条第七項の危険物、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(有害物取扱施設の安全の確保)

第三十一条　知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第五節　防災広報及び防災教育

(防災広報)

第三十二条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的

に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育)

第三十三条　都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第三十六条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第六節　防災組織

(防災市民組織)

第三十四条　知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第三十五条　事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(業種別の防災組織)

第三十六条　危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第三十七条　知事は、第三十四条の防災市民組織及び第三十五条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー(これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。)の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第七節　地域における相互支援ネットワークづくり

第三十八条　知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク(当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第八節　ボランティアへの支援

第三十九条　知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第九節　要援護者に対する施策

第四十条　知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十節　防災訓練

(防災訓練の実施)

第四十一条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2　前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

(防災組織の訓練)

第四十二条　第三十四条から第三十六条までの防災組

織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2　前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3　知事は、第一項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第十一節　都民等の意見

第四十三条　都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2　都民は、第四十七条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

3　知事は、前二項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第三章　応急対策

第一節　応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第四十四条　知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2　知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第四十五条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第四十六条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第二節　避難

(避難場所の指定)

第四十七条　知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2　知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

(避難道路の指定)

第四十八条　知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

(避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第四十九条　知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第五十条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第五十一条　都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第八号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

2　震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第三節　救出及び救助の活動拠点等の確保

第五十二条　知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2　知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3　前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4　知事は、震災時に、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第九条第一項又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十一条第一項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

(平二五条例一一四・一部改正)

第四節　帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第五十三条　事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第五十四条　知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第四章　復興対策

第一節　震災復興の推進

(平一五条例一二四・節名追加)

(震災復興体制の確立)

第五十五条　知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例(平成十年東京都条例第七十七号)に基づく体制をとるものとする。

(震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進)

第五十六条　知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

2　知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

3　知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

4　知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

第二節　地域協働復興

(平一五条例一二四・追加)

(地域協働復興に対する理解の促進等)

第五十七条　知事は、地域協働復興(震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働

により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。）に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

(平一五条例一二四・追加)

(復興市民組織)

第五十八条　知事は、区市町村が行う復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。）の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

2　知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・追加)

第五章　委任

第五十九条　この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

(平一五条例一二四・旧第五十七条繰下)

附　則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則(平成一五年条例第一二四号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則(平成二五年条例第一一四号)

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)第三条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成二五年一〇月一日)

東京都震災復興本部の設置に関する条例

（平成１０年６月２４日　東京都条例第７７号）

（設置）

第一条　知事は、東京が震災により重大な被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、都市の復興並びに都民生活の再建及び安定に関する事業（以下「震災復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するため必要があると認めるときは、東京都震災復興本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

（組織）

第二条　本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

２　本部長は、知事をもって充てる。

３　本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

４　副本部長及び本部員は、本部長が東京都の職員のうちから指名する者をもって充てる。

５　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

６　本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（局）

第三条　本部に、東京都規則で定めるところにより、局を置くことができる。

２　局に局長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。

３　局長は、局の事務を掌理する。

（復興総局）

第四条　本部長は、震災復興事業に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため必要があると認めるときは、本部に復興総局を置くことができる。

２　復興総局に局長を置き、本部長が副本部長のうちから指名する者をもって充てる。

（廃止）

第五条　知事は、震災復興事業が進ちょくし、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

（委任）

第六条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において東京都規則で定める日から施行する。

（平成一〇年規則第二六四号で平成一〇年一二月一七日から施行）

資料 条-2　足立区における震災復興に関する条例

足立区災害対策条例

（平成１３年１２月２５日　足立区条例第６０号）

目　次

第一章　総則
第一節　目的等(第一条・第二条)
第二節　区長の責務(第三条―第八条)
第三節　区民の責務(第九条)
第四節　事業者の責務(第十条)
第二章　予防対策
第一節　災害に関する研究、公表等(第十一条)
第二節　災害に強いまちづくりの推進(第十二条)
第三節　建築物等の安全の確保(第十三条―第十七条)
第四節　火災の防止等(第十八条―第二十一条)
第五節　防災広報及び防災教育(第二十二条・第二十三条)
第六節　防災組織(第二十四条―第二十六条)
第七節　地域における相互支援ネットワークづくり(第二十七条)
第八節　ボランティアへの支援(第二十八条)
第九節　要援護者に対する施策(第二十九条)
第十節　防災訓練(第三十条・第三十一条)
第十一節　区民等の意見(第三十二条)
第三章　応急対策
第一節　応急体制等の整備(第三十三条―第三十五条)
第二節　避難(第三十六条―第三十九条)
第三節　救出及び救助の活動拠点等の確保(第四十条)
第四節　帰宅困難者対策(第四十一条・第四十二条)
第四章　復興対策(第四十三条)
第五章　委任(第四十四条)
付　則

第一章　総則

第一節　目的等

(目的)

第一条　この条例は、地震、水害等による自然災害に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「災害対策」という。）に関し、区民、事業者及び足立区（以下「区」という。）の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(基本理念)

第二条　前条の目的を実現するため、自らの生命は自らが守るという自助の考え方及び地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助の考え方を持つ区民並びに公助の役割を果たす区は、それぞれの責務と役割を明確にし連携を図りながら、災害対策の充実及び強化に努めていくことを基本理念とする。

第二節　区長の責務

(基本的責務)

第三条　区長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2　前項の目的を達成するため、区長は災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)の計画(以下「災害対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。

3　災害対策事業計画の策定に当たっては、区民、事業者及びボランティア(以下「区民等」という。）並びに第二十四条及び第二十五条に規定する防災組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(区民及び事業者に対する指導等)

第四条　区長は、災害対策事業計画の策定及び実施に当たっては、区民及び事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が自主的に行う災害対策活動に対し、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアに対する支援)

第五条　区長は、ボランティアが自主的に行う災害対策活動に対し、支援及び協力を行なわなければならない。

(区民等への助成)

第六条　区長は、区民等が行う災害対策活動に対し、必要な助成を行うことができる。

(東京都及び区市町村との連絡調整)

第七条　区長は、災害対策事業の円滑な実施を図り、首都北東部の機能を維持するため、東京都(以下「都」という。）及び関係する区市町村との連絡調整を行うとともに、都及び関係する区市町村が実施する災害対策事業に対し支援及び協力を行なわなければならない。

(協力要請)

第八条　区長は、災害対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体及び公共的団体等(以下「地方公共団体等」という。）の協力が必要と認めるときは、当該地方公共団体等に対して協力を要請しなければならない。

2　他の地方公共団体の災害対策事業につき協力の要請があったときは、区長は、これに応じなければならない。

第三節　区民の責務

第九条　区民は、災害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2　区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるように努めなければならない。

一　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

二　家具の転倒防止

三　出火の防止

四　初期消火に必要な用具の準備
五　洪水予報等の水害に関する情報の収集
六　建築物その他工作物の水害に対する備え
七　飲料水及び食糧の確保
八　避難の経路、場所及び方法についての確認

3　区民は、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的に災害対策活動に参加するよう努めなければならない。

第四節　事業者の責務

第十条　事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害を防止するため、最大の努力を払わなければならない。

2　事業者は、その事業活動に関して災害の拡大を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3　事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

第二章　予防対策

第一節　災害に関する研究、公表等

第十一条　区長は、災害の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他災害に関する事項について、都、国及び防災関係機関の協力を得て、調査及び研究を行わなければならない。

2　区長は、前項の調査及び研究の成果を、積極的に災害対策に反映させるとともに、区民に公表しなければならない。

3　区長は、前項に規定するもののほか、災害対策事業計画その他災害対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第二節　災害に強いまちづくりの推進

第十二条　区長は、安心して生活できる災害に強い安全なまちづくりを推進するため、都及び国と協力し、地域防災総合計画を策定しなければならない。

2　区長は、都及び国と協力し、前項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第三節　建築物等の安全の確保

(一般建築物の耐震性等の確保)

第十三条　区長は、一般建築物(次条に定める特殊建築物等以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第十四条　区長は、特殊建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他区長が必要と認める建築物の耐震性及び耐火性を確保するため、特に区長が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは建築物の所有者等をして行わせ、又は必要があると認めるときは、当該建築物の改善について助言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第十五条　区長は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は施設管理者等をして努めさせなければならない。

一　震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる本庁舎及びその他の区の施設
二　震災時に被災者の一時受入施設となる学校及びその他の区の施設

(公共施設等の安全の確保)

第十六条　区長は、その管理する道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに付属する施設の耐震性、

耐火性等を強化するとともに、定期的に点検を行い、当該施設の安全確保に努めなければならない。

(落下物の防止)

第十七条　区長は、地震等により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等の危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

第四節　火災の防止等

(火災の防止)

第十八条　区長は、災害による火災の発生及びその拡大を防止するため、都と連携を図り、必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第十九条　区民は、火気を使用するときは、出火を防止するため常時監視するとともに、災害時の出火に備えて消火器等を配備し、出火に際しては初期消火に努めなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第二十条　区長は、災害による火災の拡大を防止するため、都と連携を図り、消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2　区長は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、都と連携し、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第二十一条　区長は、災害による火災の拡大を防止するため、都と連携を図り、延焼遮断帯(火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。)の整備に努めなければならない。

第五節　防災広報及び防災教育

(防災広報)

第二十二条　区長は、都と連携を図り、防災に関する広報活動を積極的に実施し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育等)

第二十三条　区長は、都と連携を図り、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努めるとともに、防災組織、地域の団体等が行う防災活動、まちづくり活動等を通じて防災知識の普及に努めなければならない。

第六節　防災組織

(防災区民組織)

第二十四条　区長は、地域の自主的な防災区民組織を育成するため、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第二十五条　事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第二十六条　区長は、第二十四条に規定する防災区民組織及び前条に規定する施設の防災組織の活動の促進を図るため、これらの組織における防災リーダー(災害対策活動について適切な指示を与える等中心的な役割を担う者をいう。)の育成に努めるとともに、防災関係機関が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第七節　地域における相互支援ネットワークづくり

第二十七条　区長は、災害時に支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク(区内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第八節　ボランティアへの支援

第二十八条　区長は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、都と連携を図り、資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

２　区長は、都と連携を図り、専門ボランティアの育成に努めなければならない。

第九節　要援護者に対する施策

第二十九条　区長は、高齢者、障害者、外国人等災害時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十節　防災訓練

(防災訓練の実施)

第三十条　区長は、都及び防災関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

２　前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、規則で定める。

(防災組織の訓練)

第三十一条　第二十四条及び第二十五条に規定する防災組織の長は、災害の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

２　前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

第十一節　区民等の意見

第三十二条　区民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、災害時に危険性のあるものについて区長に意見を述べることができる。

２　区長は、前項の規定により区民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第三章　応急対策

第一節　応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第三十三条　区長は、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

２　区長は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水施設及び資器材等の備蓄施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第三十四条　区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、災害時に的確な情報を区民等に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第三十五条　区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体等及び防災関係機関等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第二節　避難

(避難場所の確保及び一時集合場所の指定)

第三十六条　区長は、災害時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、あらかじめ都と協議し、広域的な避難場所を確保しなければならない。

２　区長は、地域住民と協議し広域的な避難場所に集団で避難するための一時集合場所をあらかじめ指定しなければならない。

(避難路の整備及び沿道の不燃化)

第三十七条　区長は、都と連携を図り、災害時に区民が広域的な避難場所に安全に避難するため必要な避難路の整備に努めなければならない。

2　区長は、避難路の周辺にある建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第三十八条　区長は、都と連携を図り、災害の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第三十九条　区民は、災害時に避難する時は、路上の混乱と危険を防止するため道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第八号に規定する車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

2　災害時に走行中の車両の運転者は、当該災害時に行われる交通規制を厳守しなければならない。

第三節　救出及び救助の活動拠点等の確保

第四十条　区長は、災害時において、被災者の救出及び救助並びに区民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2　区長は、前項の土地及び家屋の利用について利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3　前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、区長は、都及び国との調整に努めなければならない。

第四節　帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第四十一条　事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により来店し、若しくは来所する者で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、災害時における帰宅に係る安全を確保するために、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を講ずるよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第四十二条　区長は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ近隣の区市町村と連携を図り、帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を講ずるよう努めなければならない。

第四章　復興対策

第四十三条　区長は、災害により重大な被害を受けた場合、都、国及び防災関係機関等と連携し、被災地の復興に努めなければならない。

2　震災の発生前の震災復興に関する対策及び被災後の復興事業については、別に条例で定める。

第五章　委任

第四十四条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、平成十四年一月一日から施行する。

足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例

（平成１３年６月１４日　足立区条例第４７号）

第一章　総則

(目的)

第一条　この条例は、地震により大規模な被害を受けた際の復興に向けて、基本理念、足立区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務並びに足立区震災復興本部に関する事項を定めることにより、震災の発生(以下「発災」という。）前の震災復興に関する対策及び被災後の復興事業を総合的かつ計画的に推進し、もって区民が安心して住み続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条　この条例において「震災復興」とは、都市復興及び生活復興をいう。

２　この条例において「都市復興」とは、地震により大規模な被害を受けた市街地において、建築物及び公共施設等を復旧するとともに、防災性の一層の向上を図り、震災に強い都市づくりを行うことをいう。

３　この条例において「生活復興」とは、地震により大規模な被害を受けた区民生活の再建及び安定を図ることをいう。

４　この条例において「震災復興対策」とは、発災前から被災を最小限に軽減するために総合的な防災まちづくりを行うことをいう。

５　この条例において「震災復興事業」とは、震災復興に関わる事業をいう。

(震災復興の基本理念)

第三条　震災復興は、区、区民及び事業者が協働・協創により取り組み、区民生活の持続的発展に向けて震災復興対策及び震災復興事業を推進することにより、被災を繰り返さないまちづくりを行うことを基本理念とする。

(区の責務)

第四条　区は、震災復興対策として、震災復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するための行動及び計画作成に関する指針を策定し、被災後はこの指針に従って震災復興事業を進めるものとする。

２　区は、国、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図り、震災復興対策及び震災復興事業を推進し、その他必要な施策を実施するものとする。

(区民及び事業者の責務)

第五条　区民は、震災復興対策について理解を深め、被災後は復興に努めるとともに、震災復興事業に協力するものとする。

２　区内で事業を営む者は、事業活動を行うに当たっては、震災復興対策について理解を深め、被災後は事業活動を通じて復興に努めるとともに、震災復興事業に協力するものとする。

第二章　足立区震災復興本部

(復興本部の設置)

第六条　区長は、震災復興事業を迅速かつ円滑に推進するため必要があると認めるときは、足立区震災復興本部(以下「復興本部」という。）を設置しなければならない。

２　復興本部は、足立区災害対策本部と連携し、第四条第一項に規定する指針に従って震災復興事業を推進する。

(復興本部の組織及びその職務)

第七条　復興本部に復興本部長(以下「本部長」という。）、復興副本部長（以下「副本部長」という。）及び本部員を置く。

２　本部長は、区長をもって充てる。

３　本部長は、復興本部の事務を統括し、復興本部を代表する。

４　副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。

５　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
６　本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
(部及びその職務)
第八条　復興本部に部を置くことができる。
２　部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。
３　部長は、部の事務を掌理する。
(復興本部の事務局)
第九条　本部長は、震災復興事業を総合的に推進する必要があると認めるときは、復興本部に事務局を置くことができる。
２　事務局に局長を置き、本部長が副本部長のうちから指名する者をもって充てる。
(復興本部の廃止)
第十条　区長は、震災復興事業が進ちょくしたと認めるとき、又は復興本部設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止するものとする。

第三章　雑則
(財源の確保)
第十一条　区は、震災復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するため、基金の設置等必要な財源の確保に努めるものとする。
(委任)
第十二条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則
この条例は、公布の日から施行する。
付　則（平成３０年３月２８日条例第３号）
この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例施行規則

（平成１３年６月１４日　足立区規則第４９号）

(趣旨)

第一条　この規則は、足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例（平成十三年足立区条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条　この規則において「組織規則等」とは、足立区組織規則（昭和五十二年足立区規則第九号。以下「組織規則」という。）、足立区会計管理室処務規程（昭和四十年足立区訓令甲第七号）、足立区教育委員会事務局組織規則（平成十二年足立区教育委員会規則第四号。以下「教育規則」という。）及び足立区議会事務局条例（昭和四十九年足立区条例第十七号。以下「議会事務局条例」という。）並びに分掌事務、所属職員の指揮監督を規定するその他の規程をいう。

(副本部長)

第三条　条例第七条第四項の規定により副本部長に充てるものとして本部長が指名する区の職員は、副区長及び教育長とする。

２　条例第七条第五項の規定による職務の代理は、次の順序により行う。

一　副区長である副本部長

二　教育長である副本部長

(本部員)

第四条　条例第七条第四項の規定により本部員に充てるものとして本部長が指名する区の職員は、組織規則第四条第一項に規定する部長、同条第二項に規定する広報室長、道路整備室長、鉄道立体推進室長、市街地整備室長、みどりと公園推進室長、建築室長及び会計管理室長、議会事務局条例第二条第一項に規定する局長並びに教育規則第二条第一項に規定する部の長とする。

２　本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を本部員として指名することができる。

(復興本部会議)

第五条　震災復興事業に係る重要事項を審議するため、復興本部に復興本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

２　本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

３　本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(本部員の職責)

第六条　本部員は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　本部長の命を受け、又は本部会議の決定に従い、条例第四条第一項に規定する指針（以下「指針」という。）に基づき震災復興事業に係る事務事業の企画立案を行うこと。

二　本部長の命を受け、又は本部会議の決定に従い、指針に基づき震災復興事業に係る事務事業を実施すること。

三　震災復興事業に関して担任する事務事業の執行状況について本部長又は本部会議に報告すること。

四　その他本部長の特命に関すること。

２　前項各号に掲げる事務を実施するに当たり、本部員は、組織規則等に規定する職務権限に基づいて所属職員を指揮監督する。

(部)

第七条　条例第八条第一項の規定により置く部（以下「部」という。）の名称及び分掌事務は、別に定めるものとし、震災復興事業に係る事務事業を実施するものとする。

２　条例第八条第二項の規定により本部長が指名する部長（以下「部長」という。）は、前項の分掌事務に対応する組織規則等における部、局及び室（以下「部等」という。）の長をもって充てる。

３　部に属する職員は、第一項の分掌事務に対応する組織規則等における部等に属する職員のうちから部長が指名する。

(復興本部事務局)

第八条　条例第九条第一項の規定により置く復興本部事務局（以下「事務局」という。）の事務は、次のとおりとする。

一　震災復興事業に関する重要な方針及び計画に係る国、東京都及び他の地方公共団体との連絡調整に関すること。

二　震災復興事業に係る基本的方針並びに事業、財政、人事及び組織に関する計画の総合調整に関すること。

三　震災復興事業の推進に係る用地利用その他重要事項の全庁的な調整に関すること。

四　その他事務局に係る庶務に関すること。

２　条例第九条第二項の規定により置く局長は、事務局の事務を掌理する。

３　事務局に属する職員は、第一項各号に掲げる事務に対応する組織規則等における部等に属する職員のうちから本部長が指名する。

(委任)

第九条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成１９年４月１日規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成１９年７月１３日から施行する。

付　則（平成２０年４月１日規則第 70 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成２１年３月２５日規則第 21 号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則（平成２９年５月１９日規則第５１号）

この規則は、公布の日から施行する。

足立区被災市街地復興整備条例

（平成１３年１０月２２日　足立区条例第５６号）

(目的)

第一条　この条例は、大規模な地震により被災した市街地の復興に際し、市街地の計画的な整備について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例(平成十三年足立区条例第四十七号。以下「対策復興条例」という。）と相まって、震災に強い市街地の形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条　この条例における用語の意義は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の例によるほか、次の各項に定めるところによる。

２　この条例において「建築物等」とは、建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

３　この条例において「土地区画整理事業」とは、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。

４　この条例において「市街地再開発事業」とは、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する市街地再開発事業をいう。

５　この条例において「都市復興事業」とは、対策復興条例第二条第二項の規定に関わる事業をいう。

６　この条例において「建築物の更新」とは、震災に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物の新築、改築又は増築を行うことをいう。

(都市復興基本方針の策定)

第三条　区長は、被災後速やかに、対策復興条例第四条第一項に規定する指針に基づき都市の復興に関する基本的な方針(以下「都市復興基本方針」という。）を策定し、これを区民及び事業者に広く公表するとともに、都市復興基本方針に基づき都市復興事業を推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。

(復興対象地区の指定)

第四条　区長は、被災前の市街地の特性及び被災後の被害状況に応じて、次の各号に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

一　重点復興地区震災により、集中的倒壊又は面的焼失、公共施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、都市復興のための公共施設の整備及び建築物等の更新(以下「公共施設の整備等」という。)を緊急的かつ重点的に行うことが必要な地区

二　復興促進地区震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、かつ、その地区内の一部の区域が建築物等の集中的倒壊又は面的焼失、公共施設の損壊等甚大な被害を被り、当該区域を含めた公共施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区

三　復興誘導地区　震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

２　区長は、前項の復興対象地区を指定するための基準を規則で定めるものとする。

３　区長は、第一項の復興対象地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(復興対象地区の指定の変更)

第五条　区長は都市復興事業の進ちょく状況を考慮して必要があると認めるときは、前条の指定を変更することができる。

２　前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(都市復興基本計画の策定)

第六条　区長は、東京都震災対策条例(平成十二年東京都条例第二百二号)に基づき東京都が策定する震災復興に関する計画との整合を図りつつ、都市復興基本方針に基づき、都市復興事業を推進するための計画(以下「都市復興基本計画」という。)を速やかに策定し、これを区民及び事業者に広く公表するものとする。

2　区長は、都市復興基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(都市復興事業の推進)

第七条　区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　区長は、復興誘導地区において、都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　区長は、都市復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4　区長は、必要に応じ、都市復興事業を行う者に対し、都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第八条　区は、重点復興地区及び復興促進地区内において、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号。以下「特別措置法」という。)第五条第一項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域(以下「推進地域」)という。)を定めることができる。ただし、市街地の復興のために必要と認められる場合には、区は、重点復興地区又は復興促進地区以外においても推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第九条　第四条第一項各号に掲げる復興対象地区のうち、前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く地区において建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物等については、この限りでない。

一　非常災害により必要な応急措置として建築する建築物等

二　国、地方公共団体等が都市復興事業として建築する建築物等

三　都市計画事業(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう)の施行として建築する建築物等

四　国、地方公共団体又は都市施設(都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。)を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して建築する建築物等

五　既存の建築物の敷地内において建築する車庫、物置その他これらに類する附属建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造、鉄骨造その他これらに類する構造のものに限る。)

六　前各号に掲げるもののほか、区長が都市復興事業の施行に特に支障がないと認める建築物等

2　前項の規定による届出の期間は、特別措置法第五条第二項の規定に基づき定められた期間の満了の日(前条の規定による推進地域の定めがない場合は、震災の発生した日から起算して二年を経過する日)までとする。

(情報の提供及び協議)

第十条　区長は、前条第一項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、震災に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

２　区長は、前条第一項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と震災に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

（委任）

第十一条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

足立区被災市街地復興整備条例施行規則

（平成１４年１月２５日　足立区規則第３号）

(趣旨)

第一条　この規則は、足立区被災市街地復興整備条例(平成十三年足立区条例第五十六号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条　条例第二条第二項に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十八条第一項に規定する工作物とする。

(復興地区区分指定基準)

第三条　条例第四条第二項の規定による復興対象地区を指定するための基準は別表のとおりとし、同表(ろ)欄に掲げる被害状況及び(は)欄に掲げる被災前の市街地の特性に応じて、(い)欄に掲げる復興地区区分を適用するものとする。

２　前項に規定する基準の運用については、足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例(平成十三年足立区条例第四十七号。以下「震災対策復興条例」という。)第四条に規定する指針に定めるところによる。

(建築行為の届出)

第四条　条例第九条第一項の規定に基づく建築行為の届出をする建築主は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項に規定する建築確認の申請をしようとする日の三十日前までに建築行為届出書(別記様式)を区長に提出しなければならない。

２　前項の規定は、届出事項の確認ができたとき以後の建築確認の申請を妨げるものではない。

(届出に伴う協議)

第五条　条例第十条第二項に規定する協議は、当該届出に係る建築行為に関するまちづくり計画に即して必要な事項について行うものとする。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第三条関係)

(い)	(ろ)	(は)
重点復興地区	大被害地区	防災整備の必要性が大きい又は極めて大きい。
	中被害地区	防災整備の必要性が極めて大きい。
復興促進地区	大被害地区	防災整備の必要性がある又は防災整備済である。
	中被害地区	防災整備の必要性が大きい。
	小被害地区	防災整備の必要性が極めて大きい。
復興誘導地区	中被害地区	防災整備の必要性がある又は防災整備済である。
	小被害地区	防災整備の必要性が大きい又は防災整備の必要性がある若しくは防災整備済である。

備考

1　(ろ)欄の各被害地区は、震災対策復興条例第四条に規定する指針に基づき作成される街区別被害度分布図をもとに、次の各号のとおり区分されたものをいう。なお、地区設定の単位は、1 ヘクタール以上を目安とする。

一　大被害地区　被害度が概ね 80 パーセント以上の街区が連坦した地区

二　中被害地区　大被害地区に該当しない地区で、被害度が概ね 50 パーセント以上の街区が連坦した地区

三　小被害地区　大被害地区又は中被害地区に該当しない地区で、部分的な被害が見られる街区が連坦した地区

2　(は)欄は、次の各号に掲げる項目について評価し、防災整備の必要性を総合的に判断する。

一　十分な公共用地の確保状況

二　幅員 6 メートル以上の道路ネットワークの形成状況

三　火災による延焼拡大の可能性

四　まちづくり事業の進ちょく状況

別記様式（表）　（第四条関係）

建 築 行 為 届 出 書

年　　月　　日

（提出先）足 立 区 長

届出者（建築主）　住所
氏名
電話　（　　）　　－

足立区被災市街地復興整備条例第九条及び同条例施行規則第四条の規定により、次のとおり届け出ます。

1　代理人の住所、氏名	（　）級建築士（　）登録第　　号　（　）級建築士事務所（　）登録第　　号 住所 氏名　　電話　（　　）　　－	
2　建築計画の概要	（1）住居表示　　足立区	
	（2）種　　別　　建築物・工作物　　新築・増築・改築	
	（3）主要用途	
	（4）敷地面積　　㎡	
	（5）構　　造　　ＳＲＣ　・　ＲＣ　・　Ｓ　・　Ｗ　・（　　）	
	（6）階数・高さ　地上　　階・　地下　　階　　高さ　　m	
	（7）工事予定期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日	
3　備　考		

主管課記入欄１	情報提供　済・未	協議事項　なし・あり（協議完了日　　年　　月　　日）	
協議内容等			
課 長	係 長	担 当	

様式（裏）

付近見取図
配 置 図　※概ねの配置を、敷地内に図示

主管課記入欄２	建築確認申請受付日　　年　　月　　日		
内容確認の結果等　（確認日　　年　　月　　日）			
課 長	係 長	担 当	

その他

【その他】

他-1　マニュアル修正の視点と内容 資-199

他-2　これまでのマニュアル改訂の経過 資-201

他-3　足立区における都市復興マニュアルに基づく模擬訓練 資-203

他-4　足立区における土地区画整理事業と
住宅市街地総合整備事業のモデルプラン 資-228

資料　他-1　マニュアル修正の視点と内容

＊修正の視点

（１）国や都、区についての新たな取り組み、制度等との整合を図る【時点修正】

・H21 年度以降に改訂された国や都、区についての新たな取り組み、制度等との整合を図るために、記載されている内容について時点修正を行った。

・特に、各種災害対応の経験を踏まえ、本マニュアルと同時改訂を行っていた、東京都震災復興マニュアルおよび区地域防災計画との整合が取れるように見直しを行った。

（２）実行性が高いマニュアルであること【内容の充実、追加】

・基本的には、都の区市町村震災復興標準マニュアルで触れている項目を標準とし、「都市の復興」および「住宅復興の一部」において内容の充実、追加を行った。

・気候変動による豪雨災害が頻発している中、今後水害からの復興にも取り組んでいくことを勘案して、水害時の場合の取り組み事例を部分的に紹介した。

（３）より使いやすいマニュアルであること【構成の再考、レイアウトの見直し】

・基本的には、都の区市町村震災復興標準マニュアルの構成を標準とした。

・行動プロセスやポイント、工程の伝わりやすさなど、より使いやすいマニュアルとするために、各課がどのような手順で行動するのか、また他課や都との連携がわかりやすくなるように整理した。

＊主な修正・追加内容

修正の項目	修正の背景と内容	視点
全体		
構成の変更	基本的に都の区市町村震災復興標準マニュアルの内容や構成に合わせた（住宅復興の項目は一部掲載）。また、本編は基本的に概要、都との連携、事前準備、行動手順を載せ、その他の関連資料は、資料編に整理。	（3）
各課の役割分担	部課の名称の変更を行うと同時に、総括する課が幾つもあり分かりにくかったため、総括を１つの課に置き、それぞれ関連する課などに整理。	（3）
第１章		
被災前の調査	被災前に東京都との連携により、都市づくり現行計画の整備状況や都市基盤施設の整備水準、災害種類別被害想定図などを図面にまとめておき、市街地復興が必要となる可能性がある地区を「優先調査地区」として抽出しておく。	（1）

家屋被害状況調査	区は、発災から１週間の初動期において避難所対応等の応急対策や復旧に追われ、調査が困難になる可能性もあるため、都が航空写真や区の情報から図面を作成し、区が補足調査を行う。	（**1**）
被災者生活実態調査	被災前後の生活状況や今後の意向に沿うようにするため、被災者を対象として被災者生活実態調査（被災者センサス）を都と調整し、実施する。	（**2**）
オープンスペースの利用調整	応急仮設住宅建設候補地と災害廃棄物の一次仮置き場候補地が重複していることから、応急仮設住宅の建設可能用地については、優先順位付けを行い、利用調整を図る。 また、水害時の応急仮設住宅への対応を考慮し、水害時の廃棄物の特徴なども整理。	（**2**）
第２章		
都市復興の構成	①調査　⇒②復興方針<都市の復興>の策定　１）復興まちづくり方針、２）地区別復興まちづくり方針　⇒③復興計画<都市の復興>の策定　１）復興まちづくり計画、２）地区別復興まちづくり　⇒復興事業の実施	（**1**）
復興地区区分の設定	復興地区区分は、重点復興地区を「市街地改造予定地区」とし、復興促進地区および復興誘導地区を「市街修復予定地区」として復興の対象となる地区を決める。	（**1**）
まちづくり事業	水害時にライフラインが途絶しないような事前の取り組みなどを事例を用いて紹介。	（**2**）
公共施設の再建	学校教育施設や社会教育施設、社会福祉施設などの公共施設は、被害状況を把握した後、建て替えの必要性や工期及び費用、周辺の被害状況を勘案し、再建計画を作成する。	（**1**）追加
第３章		
応急仮設住宅の想定される必要量	応急仮設住宅建設候補地に限りがあることより、応急仮設住宅必要戸数の推計を見直し、供給可能量を算出。民間の賃貸住宅の借り上げ等も含めて供給を行う方向とした。	（**2**）
応急修理の実施	住宅等の補修、補強においては、公共住宅等についても追加。補修、補強に当たり、実施計画を策定後、都と連携して、補修、補強時の一時移転先等の支援策を検討する。	（**2**）
恒久的な住宅の整備	恒久的な住宅整備を促進するために、区は、公営住宅等の建替え、補修・新築による住宅戸数を把握するとともに、都に報告を行い、都は、供給可能量を算出する。	（**2**）

資料　他-2 これまでのマニュアル改訂の経過

1　都市復興マニュアル改訂の経過

年度	策定・改訂	備考
平成 12 年度	都市復興マニュアル策定	阪神･淡路大震災の教訓をふまえ､足立区が大地震により被災した後に、都市復興を推進するための指針として、都市復興マニュアルを策定した。
平成 14 年度	平成 15 年 3 月改訂	平成 13・14 年度に実施した「足立区都市復興マニュアルに基づく模擬訓練」の成果をふまえた各項目の内容の充実を図った。
平成 20 年度	平成 21 年 3 月改訂	以下の点についての充実を図った。 ・　職員や区民主体の模擬訓練の成果の蓄積と、国・都の施策動向を反映した。 ・　被災時に、地区復興まちづくり計画を円滑に立案するための指針を作成し、追加した。 ・　復興のまちづくりにあたっての公共施設の整備水準を明確に示し、追加した。

2　平成 15 年 3 月改訂のポイント

平成 15 年 3 月改訂は、マニュアル全体の流れに係るような大きな変更はなく、平成 13・14 年度に実施した「足立区都市復興マニュアルに基づく模擬訓練」の成果をふまえた各項目の内容の充実が主体となっている。

◆　各編における修正ポイント

編	節	主な修正ポイント※	その他
総論編	－	③④	
各論編	0	③④	
	1	①②③④	・足立区地域防災計画との整合
	2	①　③④	
	3	③④	
	4	③④	
資料編	－	③④	・制定済みの条例文・協定文の追加 ・事業内容の更新 ・事業の進捗に合わせた修正（H15.1 月時点） ・「足立区都市復興マニュアルに基づく模擬訓練」概要・成果について追加
復興対策基本図	1・2		・事業の進捗に合わせた修正（H15.1 月時点）

※　主な修正ポイント
①　H13・14 年度模擬訓練成果による内容の充実
②　都・震災復興マニュアル改訂に伴う修正
③　組織名称変更に伴う修正　　（例：企画課→政策課）
④　関連条例制定に伴う修正　　（例：（仮称）を削除）

3　平成 21 年 3 月改訂のポイント

平成 21 年 3 月改訂は、以下の点についての充実を図った。

- 職員や区民主体の模擬訓練の成果の蓄積と、国・都の施策動向を反映した。
- 被災時に、地区復興まちづくり計画を円滑に立案するための指針を作成し、追加した。
- 復興のまちづくりにあたっての公共施設の整備水準を明確に示し、追加した。

※　改訂で対応しきれない課題は、今後の地区環境整備計画や個別計画の改訂時に修正し、関係各課との調整を図る。

◆改訂の主な内容

項目	内容
①　復興地区区分の設定	被災後に、地区特性と被災状況に応じた復興対象地区（重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区）を定めるため、地区設定の基礎資料となる復興対策基本図１（現況特性）と基本図２（現行計画）を更新するとともに、事業の進捗と位置づけを踏まえて、地区区分の判定基準を見直した。
②　都市復興基本計画(骨子案)／地区復興まちづくり計画原案作成指針	地区の整備履歴による分類を、①重点整備地域等（東京都防災都市づくり推進計画にもとづく）、②地区計画決定済み地区、③土地区画整理事業を施行すべき地区（53 条地区）、④土地区画整理事業施行地区、⑤その他の地区の 5 区分とし、地区環境整備計画をふまえた、区分ごとに被災後の対応方針を定めた。
③　整備、支援メニューと事業手法の追加及び、復興地区区分による対応方針	重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区ごとの復興時の整備・支援内容メニューの適用範囲を見直し、より幅広い復興まちづくりの取組みを可能にした。
④　足立区の被害像と面整備量、非常時の整備水準	足立区の被害像を明確にし、それに対応した面整備の目安を設定した。また、非常時における道路、公園の整備水準を定めた。
⑤　地区復興まちづくり計画の協議・策定	地区復興まちづくり計画の協議を進める際の参考として、東京都震災復興マニュアルで示された、地域力を活かした地域協働復興の考え方を記載した。
⑥　その他	都市復興のプロセスとスケジュールの中で、行政の動きに加えて、復興に向けた区民の動きを示し、区民との協働の復興まちづくりを進めることを明確に示した。

資料　他-3　足立区における都市復興マニュアルに基づく模擬訓練

1　平成１３年度 模擬訓練

(1) 概要

①　目　的　足立区都市復興マニュアルの検証、職員の習熟を図ること

②　対　象　都市復興において主体的に行動する課および関係課

企画課、災害対策課、地域振興課、計画調整課、公園緑地課、都市計画課、

まちづくり課、都市整備課、住宅課、都市開発課、建築課、指導課、副参事（建築防災）

③　内　容　１　都市復興のプロセスをおおまかにシミュレーション

２　検証テーマ：区マニュアル第２章「一時復興まちづくりの推進」について重点的に検討する

※対象区域、被害想定は昨年度の模擬訓練のデータ（千住東側地区）を活用

(2)実施内容

	日　時	内　　容
計画部会	H13.7.4	足立区都市復興マニュアルに基づく模擬訓練について ・　足立区都市復興マニュアルについて ・　平成１３年度都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施概要(案) ・　模擬訓練への参加協力について
第１回	H13.7.30	1　ガイダンス ・　足立区都市復興マニュアルについて ・　平成１３年度模擬訓練概要について 2　模擬訓練第１回 ・　都市復興のプロセスとスケジュールの確認 ・　一時復興まちづくりの推進の考え方について 3　その他 震災復興グランドデザイン説明会
第２回	H13.8.15	昨年度の訓練データと都市復興のプロセスについて ①　模擬訓練の対象区域と被害状況の設定について

	日　時	内　　容
		②　被害概況調査(一次調査)と建築基準法 84 条に基づく建築制限 ③　復興対策基本図 1（現況特性）、復興対策基本図（現行計画） ④　家屋被害状況調査（二次調査）と復興対策基本図 3 ⑤　復興地区区分の設定 ⑥　被災市街地復興推進地域の指定 ⑦　都市復興基本計画（骨子案）の策定 ⑧　地区復興まちづくり原案の作成
第 3 回	H13.8.20	1　復興関連条例について 足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例 （仮称）足立区被災市街地復興整備条例 2　一時復興まちづくりの推進シミュレーション① 一時復興まちづくりの推進の主旨と内容(ﾏﾆ p. II -1～) (1) オープンスペースの恒常的把握／利用調整(ﾏﾆ p. II -2～) ①　オープンスペースの恒常的把握 ②　オープンスペースの利用調整
第 4 回	H13.8.30	1　（仮称）被災市街地復興整備条例案について 2　一時復興まちづくりの推進シミュレーション② (2) 応急仮設住宅等の必要性／供給可能量の把握(ﾏﾆ p. II -10～) ①　必要量の把握 ②　供給可能量の算定 ③　一時提供住宅の利用可能戸数の把握 (3) 一時復興まちづくり計画の立案／運営(ﾏﾆ p. II -12～) ①　一時復興まちづくりの方針設定 ②　応急仮設住宅の建設／運営
第 5 回	H13.9.27	1　足立区被災市街地復興整備条例（案）について 2　一時復興まちづくりの推進シミュレーション③ (3) 一時復興まちづくり計画の立案／運営(ﾏﾆ p. II -17～) ③　一時提供住宅利用計画 ④　住宅応急修理推進計画 ⑤　事業用仮設住宅建設計画 3　その他 一時復興まちづくり推進シミュレーションにおける課題・意見

2　平成１４年度 模擬訓練

(1)概要

1）目　的 ①　足立区都市復興マニュアルの検証、職員の習熟を図ること
②　区マニュアルの改訂に向けた検討を行うこと

2）対　象　都市復興（今年度の検証テーマ「各種被害状況の把握」に係る部分）において主体的に行動する課および関係課
政策課、災害対策課、地域支援課、計画調整課、都市計画課、まちづくり課、
都市整備課、建築課、指導課、副参事（建築防災）

3）内　容　検証テーマ：区マニュアル第１章「各種被害状況の把握」について
都市復興プロセスのシミュレーションを行い、重点的に検討する

(2)実施内容

	日　時	内　　容	
計画部会	H14.6.27	足立区都市復興マニュアルに基づく模擬訓練について ・　平成１４年度都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施概要(案) ・　模擬訓練への参加協力について	
第１回	H14.7.19	ガイダンス ・　都市復興とは ・　足立区都市復興マニュアルについて ・　平成１４年度模擬訓練実施概要について	模擬訓練第１回 都市復興について ・　過去の模擬訓練の様子（ビデオ上映） ・　都市復興のプロセスとスケジュールの確認
第２回	H14.7.31	震災復興に関する条例について ・　震災復興に関する条例等の関係 ・　足立区震災復興対策及び震災復興事業の推進に関する条例 ・　足立区被災市街地復興整備条例	模擬訓練第２回 被害状況の把握について ・　被害概況の把握（第１次） ・　応急危険度判定調査の実施 ・　家屋被害状況調査（第２次）の実施

	日　時	内　　容	
第３回	H14.8.7	足立区防災センターの見学	模擬訓練第３回 家屋被害状況調査（第２次）について ・家屋被害状況調査（第２次）の作業の流れ ・訓練対象区域の概要、被害想定 ・現場踏査訓練（8/29 実施）の手順確認
第４回	H14.8.29	模擬訓練第４回 家屋被害状況調査（第２次）訓練－その１＜現場踏査＞ ・　訓練内容の確認　・机上作業　・現場踏査	
第５回	H14.9.12	現場踏査について ・　問題点の確認（前回調査票より） ・　木造、非木造の見分け方、損壊の程度の見方について	模擬訓練第５回 家屋被害状況調査（第２次）訓練－その２ ＜データ整理＞ ・　被害台帳（各棟別）の作成 ・　家屋別被害状況図の作成
第７回	H14.10.16	復興地区区分の設定 ・　復興対策基本図１（現況特性） ・　復興対策基本図２（現行計画） ・　復興対策基本図３（被害状況） ・　模擬訓練対象地区の復興地区区分を設定	模擬訓練第７回 模擬訓練の成果のまとめ ・　模擬訓練において抽出された課題・問題点・提案等の確認 ・　メンバーより意見・感想

(3) 都市復興マニュアル改訂コア会議の開催

区マニュアルの改訂については、関係課によるコア会議において検討を行った。その後、模擬訓練メンバーへコア会議にて作成した（案）を示し、意見を募った。

コア会議①（都市計画課、まちづくり課、都市整備課、建築課、指導課、建築防災担当）

回	実施日	検討作業項目	
1	11/27	マニュアル修正ポイント、模擬訓練成果、都マニュアル改訂案の確認	
2	12/20	マニュアル改訂に向けた全体像	各論編第１章（１）（２）の検討
3	1/15	昨年度模擬訓練での課題の確認	各論編第１章（３）の検討
4	1/22	各論編第１章全体の検討	各論編第２章事務局案の検討
5	1/29	分担作業による修正項目の確認	各論編全体の確認

コア会議②（災害対策課、地域支援課、都市計画課）

回	実施日	検討作業項目
1	2/6	マニュアル改訂方針、各論編第１章の修正点、今後の課題の確認

３　平成１５年度 模擬訓練

(1)概要

①目　的　足立区都市復興マニュアルの検証、職員の習熟を図ること
区マニュアルの改訂に向けた検討を行うこと

②対　象　都市復興において主体的に行動する課および関係課
企画課、災害対策課、地域支援課、計画調整課、都市計画課、まちづくり課、
都市整備課、住宅課、建築課、指導課、副参事（建築防災）

③内　容　１　都市復興のプロセスのシミュレーションを行い、重点的に検討する。
２　検証テーマ：区マニュアル第３章「復興地区区分等の設定」を中心に第１章「各種被害状況の把握」及び第４章「復興都市計画等の策定」について重点的に検討する
※対象区域、被害想定は昨年度の模擬訓練のデータ（千住東側地区）を活用

(2)実施内容

	日　時	内　　容
計画部会	H15.6.26	足立区都市復興マニュアルに基づく模擬訓練について ・足立区都市復興マニュアルについて ・平成１５年度都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施概要(案) ・模擬訓練への参加協力について
第１回	H15.7.31	ガイダンス ・「足立区都市復興マニュアル」策定と背景について ・平成１５年度模擬訓練概要について 模擬訓練第１回 ・都市復興プロセス（概要）の確認 ・被害状況の把握について ・第１次建築制限の指定について ・復興地区区分の設定について ・地区復興まちづくり計画等の策定について ・模擬訓練の成果のまとめ
第２回	H15.8.21	模擬訓練第２回 １　被害状況の把握 ・訓練の目的 ・都市復興のプロセスとスケジュール ・模擬訓練対象区域の設定 ・家屋被害状況調査の作業の流れ ・街区別被害度分布図の作成 ・地区別被害状況図の作成
第３回	H15.9.11	模擬訓練第３回 １　第１次建築制限区域の指定について ・訓練の目的 ・訓練の内容 ・都市復興のプロセスとスケジュール ・地区別被害状況図の作成 ・第１次建築制限区域原案の作成 ・都市復興基本方針（案）の策定

	日　時	内　　容
第４回	H15.9.25	模擬訓練第４回 1　復興地区区分の設定について ・訓練の目的 ・訓練の内容 ・都市復興のプロセス ・復興地区区分の設定 ・復興地区区分 ・復興対策基本図１－現況特性 ・復興対策基本図２－現行計画 ・復興地区区分判定基準 2　第２次建築制限区域の指定 ・被害市街地復興推進地域指定の考え方、要件 ・第２次建築制限区域 ・第２次建築制限区域と復興地区区分
第５回	H15.10.9	模擬訓練第５回 1　地区復興まちづくり計画の作成 ・訓練の目的 ・訓練の内容 ・都市復興のプロセス ・都市復興基本計画（骨子案） ・地区復興まちづくり計画原案の作成 ・地区復興まちづくり計画原案作成イメージ 復興地区区分の重ね合わせ 地区別類型区分ごとの対応方針の設定 課題別類型区分による地区整備方針の見直し ・地区復興まちづくり計画原案の作成指針 復興まちづくりの目標 地区整備の方針（土地利用／市街地復興） 地区整備の方針（都市施設／地区施設） 地区整備の方針（防災整備／住宅再建等） 復興まちづくり方策
第６回	H15.10.23	模擬訓練第６回 1.地区復興まちづくり計画原案の作成 ・地区復興まちづくり計画原案の作成 ・地区復興まちづくり計画原案の策定内容 ・地区復興まちづくり計画原案の事例 ・地区復興まちづくり計画図（原案）作成イメージ

4　平成１６年度 模擬訓練

(1)概要

１）目　的　①足立区都市復興マニュアルのうち、第２章「一時復興まちづくりの推進」を

中心に、マニュアルの検証、職員の習熟を図ること。

②地域住民との共同訓練を行い、コミュニティに十分配慮した一時復興まちづくりの計画立案にあたり留意すべき事項を見出す。

③地域住民とともに被害疑似体験（一泊訓練）を通じて、被害市街地の状況を想定し、マニュアルの実効性を検証する。

２）対　象　訓練に参加する課

災害対策課、地域支援課、都市計画課、まちづくり課

訓練参加団体

栗原小学校避難所運営会議及び地元町会・自治会

３）内　容　①避難所の円滑な運営を考えること。

②復興を進めるための地域組織のあり方を考えること。

③復興に至るまでの暫定的な生活の場（一時復興まちづくり）のあり方を考えること。

(2)実施内容

	日　時	内　　容	
第１回	H16.8.7	オリエンテーション 1　震災復興の考え方 2　訓練の進め方 3　まちの被害を考える 4　災害に対する区の取組み 5　「仮設のまち」の事例紹介	
第２回	H16.8.28	まち歩き 1　まち歩きの進め方について 2　班別コースづくり 3　まち歩きの実施 4.まちの復興資源マップの作成	
第３回	H16.9.18 ～ H16.9.19 （宿泊）	一泊訓練　避難所から復興を考える 〔第１ステージ〕 1.受付 避難所入所手続きの体験 2.開会式 3.オリエンテーション 〔第２ステージ〕 1.ワークショップ 避難所の運営を考える 夕食・懇談	〔第３ステージ〕 1.ワークショップ 避難所閉鎖から復興を考える 2.就寝 〔第４ステージ〕 1.起床・ラジオ体操 2.朝食 3.ワークショップ
第４回	H16.10.16	復興への事前の備えを考える 1.オリエンテーション 2.訓練のまとめと発表 3.仮想地域復興協議会シミュレーション	

5　平成１７年度 模擬訓練

(1) 概要

1）目　的　復興まちづくり訓練に先駆け、職員を対象とした「足立区都市復興マニュアルに基づく復興模擬訓練」を実施し、模擬訓練を経験した職員は、訓練の支援・サポートとして引き続き参加する。震災後の地域社会において、地域住民・ボランティア、事業者など及び行政の連携による地域協働復興を推進していくための母体となる地域住民の組織（復興市民組織）を育成し、住民参加の共同作業により問題解決を図りながら、地域課題、地域復興に関する計画などを検討する｢復興まちづくり訓練｣を行う

2）対　象　訓練に参加する課

災害対策課、区民課、都市計画課、まちづくり課、密集地域整備課
都市開発課、建築調整課、開発指導課

訓練参加団体

千寿第五小学校防災協議会及び地元町会・自治会

3）内　容　①避難所の円滑な運営を考えること。

②復興を進めるための地域組織のあり方を考えること。

③復興に至るまでの暫定的な生活の場（一時復興まちづくり）のあり方を考えること。

(2) 職員向け模擬訓練実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H17.10.18	1.震災復興本部の設置 2.ガイダンス ・訓練の意義 ・都市復興とは ・震災復興の推進に向けた取組み等
第２回	H117.11.1 .	1.第①次建築制限の実施 2.復興地区区分の設定 3.被災市街地復興整備条例に基づく復興対象地区の指定 4.第２次建築制限の実施
第３回	H17.11.15	1.都市復興基本計画（骨子案）の作成 2.地区復興まちづくり計画等の策定
第４回	H17.12.5	1.模擬訓練成果のまとめと発表

(3) 地域向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H18.1.26	復興まちづくり組織の立上げ １.復興まちづくり訓練の提案 ２.意見交換
第２回	H18.2.25.	ガイダンスと、まちの被害・復興について考える １.ガイダンス ・足立区の被害想定と地域危険度 ・震災復興の流れと事例の紹介 ・訓練の進め方 ２.復興の視点でまちを歩こう ３.まちの復興資源マップの作成 ４.成果発表
第３回	H18.3.12	避難所生活から復興に向けた課題を考える １.被災者による体験談 ２.避難所の管理・運営 ３.ワーク①　避難所のあり方を考える ４.ワーク②　避難所閉鎖から復興に向けた課題を考える ５.成果発表
第４回	H18.3.26	仮設市街地づくりと復興まちづくり計画 １.ワーク①　仮設市街地づくり ２.ワーク②　復興まちづくり計画を考える ３.成果発表

6　平成１８年度 模擬訓練

(1) 概要

1）目　的　足立区都市復興マニュアルに基づき、都市復興担当職員を対象とした「都市復興擬訓練」を実施し、被災直後からの都市復興プロセスの習熟と危機管理意識の啓発を図り、震災発生後の適切な対応づくりを強化した上で、震災時における地域の復興まちづくりに不可欠な区民などの理解と協力を得なければならない。そのため、避難所運営本部と協働して、災害時の応急対応後の地域復興を考える。

実施にあたり東京都復興市民組織育成事業の制度を活用し、地域住民及び都・区とともに、建築士や弁護士などの専門家支援組織と協働で訓練を行う。

2）対　象　訓練に参加する課

災害対策課、千住区民事務所、都市計画課、まちづくり課、密集地域整備課

住宅課、建築調整課、開発指導課

訓練参加団体

千寿小学校避難所運営本部及びＰＴＡ並びに地元町会・自治会

3）内　容　①地域住民の防災意識を高め、大震災時の被害を少なくするための減災まちづくりにつなげること。

②中長期的な防災まちづくりに活かしていくこと。

③震災に備えた復興への「地域力」を育てていくこと。

(2) 職員向け模擬訓練実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H18.11.15	1.ガイダンス ・都市復興プロセス（概要）の確認 ・第１次建築制限区域図の作成 ・復興地区区 ・第２次建築制限区域図の作成
第２回	H18.11.22	1.地区復興まちづくり計画案（図）の作成 2.都市復興プロセス手順に関する課題検討
第３回	H18.12.7	1.模擬訓練成果のまとめと発表 2.専門家とのディスカッション

(3) 地域向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H18.12.20	事前役員ガイダンス １.復興まちづくり訓練の提案 ２.意見交換
第２回	H19.1.28	震災に備えて １.足立区の被害想定等 ２.被災者の体験談を聞く まち歩きと復興資源マップの作成 １.復興の視点でまちを歩く ２.まちの復興資源マップの作成 ３.成果発表と意見交換
第３回	H19.2.18	円滑な避難所運営と仮設市街地について考える １.備蓄倉庫の点検 ２.避難所のあり方の検討 ・チームごとの検討 ３.仮設市街地のすがたを考える ・模型を使ったチームごとの検討 ４.成果発表と意見交換
第４回	H19.3.11	震災前の事前の備えを考える １. 防災まちづくり活動の紹介 ２. 復興にむけた事前の備えを考える ・ チームごとの検討 ３. ミニ・シンポジウム ・各チームの発表とパネルディスカッション

7　平成１９年度 模擬訓練

(1) 概要

1）目　的　東京が大きな震災にみまわれた場合、多くの住民はまちに留まり、くらしとまちの復興を目指していかなければならない。まちが被災し、多くの人々が避難所に逃れ、その避難所での不自由な生活を強いられる。その中から、復興へのパワーを育み、復興へのプログラムを編み出していく必要がある。そのため、事前に災害時の都市復興に関係する課職員を対象とした庁内訓練を実施し、住民と協働で、従来の防災訓練を一歩進めた地域訓練を一体的に実施する

2）対　象　訓練に参加する課

危機管理課、災害対策課、千住区民事務所、産業振興課、福祉管理課、都市計画課、まちづくり課、密集地域整備課、住宅課、建築審査課、建築調整課、開発指導課、市街地整備課

訓練参加団体

千寿本町小学校避難所運営本部及びＰＴＡ並びに地元町会・自治会

3）内　容　①発災から震災復興までの流れを理解する。

②避難所のあり方を考える。

③復興に至るまでの暫定的な生活の場（仮設市街地）のあり方を考えること。

④復興まちづくりのあり方の検討を通して、震災時に備えた復興への「地域力」を発揮できる体制づくりを学ぶ。

(2) 職員向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H19.10.1	ガイダンス １.訓練の概要説明 ２.専門家による講演
第２回	H19.10.18	建築制限を考える １.足立区都市復興マニュアルの説明 ２.前提条件と検討項目の説明 ３.検討作業 ・第一次建築制限の検討 ・復興地区区分の検討 ・第二次建築制限の検討 ４.成果発表／講評
第３回	H19.11.7	復興まちづくり計画原案を考える １.検討項目の説明 ２.検討作業 ・地区復興まちづくり計画原案の検討 復興模擬訓練成果発表会 １.検討の経過説明 ２.成果発表 ・各班による成果発表 ・出席者からの質問、意見 ・専門家による講評 ３.訓練で出された課題とその対応の検討

（3）地域向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H19.11.7	事前役員ガイダンス １.震災事例の映像紹介 ２.復興まちづくり訓練の概要 ３.意見交換
第２回	H19.12.2	ガイダンス・まち歩き １.訓練の概要説明 ２.震災事例の映像紹介 ３.対象地区の被害想定の紹介 ・訓練用被害想定 ・延焼シミュレーション ４.復興の視点でまちを歩く ５.まちの復興資源マップの作成
第３回	H20.2.17	震災に備えて １.復興まちづくり訓練の紹介 ２.緊急地震速報の体験 ３.被災者による体験談 避難所生活から仮設市街地づくりを考える １.ワークの進め方 ２.ワーク①避難所のあり方を考える ３.ワーク②仮設市街地づくりを考える ４.成果発表
第４回	H20.3.2	復興まちづくり計画を考える １.ワークの進め方 ２.ワーク①復興まちづくり計画を考える ３.ワーク②事前復興を考える ４.成果発表

8　平成２０年度 模擬訓練

(1)職員向け訓練の概要

平成２０年度は、東京都が実施する都市復興模擬訓練において足立区千住一丁目～五丁目が対象区域となったことから、当訓練を職員向け訓練と位置付けた。

以下は、都市復興模擬訓練の実施概要である。

1）目　的　①区市町村職員を対象に模擬訓練を行い、都市復興への一層の意識向上と復興手順の習熟を図る。

②震災復興マニュアル（復興施策編・都市の復興）を検証し、内容の充実を図る。

2）対　象　訓練に参加する課

災害対策課、公園課、都市計画課、まちづくり課、密集地域整備課
建築指導課、建築審査課、建築道路課、建築部副参事（耐震化促進）

3）内　容　①都市復興の基本的な手順を確認するため、各区市町村復興関係職員の共同訓練方式とする。

②東京都震災復興マニュアルに基づき、震災直後の被害概況調査から復興まちづくり計画策定までの各復興プロセスについて、図上及び実地のワーキングによる訓練作業等を行う。

(2) 職員向け実施内容

	日　時	内　　容
担当者連絡会	H20.11.7	1.震災復興マニュアル（都市の復興）の概要説明 2.平成 19 年度都市復興模擬訓練に関する報告 3.平成 20 年度都市復興模擬訓練のガイダンス　など
第１回	H20.7.18	1.首都大学東京　中林教授の講演 2.千住一～五丁目地内のまち点検（実地調査） 3.家屋被害概況調査の演習、まち点検マップの作成　など
第２回	H20.8.8	1.復興対象地区区分図の検討 2.復興まちづくり計画案（図）の検討 3.グループディベート　など
第３回	H20.9.12	1.復興まちづくり計画案（図）の作成 2.第二次建築制限区域図の検討 3.阪神・淡路復興担当者による講演　など
第４回	H20.10.10	1.復興まちづくり計画案（図）の成果発表 2.専門家及び災害復興まちづくり支援機構参加者による講評

(3)地域向け訓練の概要

1）目　的　東京が大きな震災にみまわれた場合、多くの住民はまちに留まり、くらしとまちの復興を目指していかなければならない。まちが被災し、多くの人々が避所に逃れ、その避難所での不自由な生活を強いられる。その中から、復興へのパワーを育み、復興へのプログラムを編み出していく必要がある。そのため、事前に職員向け訓練に参加した職員と住民の協働による、従来の防災訓練を一歩進めた地域訓練を実施する

2）対　象　訓練に参加する課

危機管理室副参事（防災）、災害対策課、千住区民事務所、公園課、福祉管理課、都市計画課、まちづくり課、密集地域整備課、建築指導課、建築審査課、建築道路課、建築部副参事（耐震化促進）

訓練参加団体

千寿桜堤中学校避難所運営本部及びＰＴＡ並びに地元町会・自治会

3）内　容　①発災から震災復興までの流れを理解する。

②避難所のあり方を考える。

③復興に至るまでの暫定的な生活の場（仮設市街地）のあり方、復興まちづくり組織の立ち上げを考える。

④復興まちづくりの流れを理解する。

⑤復興に向けた事前の備えを考える。

（4）地域向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H20.11.30	ガイダンス・まち歩き １.訓練の概要説明 ２.震災事例の映像紹介 ３.対象地区の被害想定の紹介 ・訓練用被害想定 ・延焼シミュレーション ４.復興の視点でまちを歩く ５.まちの復興資源マップの作成 ６．成果の発表
第２回	H21.2.22	震災に備えて １.復興まちづくり訓練の紹介 ２.阪神・淡路大震災の被災者による体験談 避難所生活から復興を考える １.ワークの進め方 ２.ワーク①被災後１週間～1 ヵ月「避難所のあり方を考える」 ３.ワーク②被災後１ヵ月以降「まちの復興に向けて」 ４.成果発表
第３回	H21.3.15	復興に向けた事前の備えを考える １.足立区における復興まちづくり ２.ワークの進め方 ３.ワーク　復興に向けた事前の備えを考える ４.成果発表

９　平成２１年度 模擬訓練

(1)職員向け訓練の概要

平成２１年度　足立区都市復興マニュアルに基づく職員復興模擬訓練を次のとおり開催した。

(2) 職員向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H21.9.30	1.講演 2.地区まちづくりの現状と課題 3.フィールドワーク・まちの診断マップ作成　など
第２回	H21.10.28	1.第一次建築制限区域の検討 2.復興地区区分の検討 3.第二次建築制限区域の検討　　など
第３回	H21.11.18	1.地区復興まちづくり計画原案の検討　など

１０　平成２２年度 模擬訓練

(1)職員向け訓練の概要

平成２２年度　足立区都市復興マニュアルに基づく職員復興模擬訓練を次のとおり開催した。

(2) 職員向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H23.2.10	1.地区まちづくりの現状と課題 2.まちの診断マップ作成　など
第２回	H23.2.17	1.第一次建築制限区域の検討 2.復興地区区分の検討(重点復興地区・復興促進地区・復興誘導地区) 3.第二次建築制限区域の検討　など
第３回	H23.2.24	1.地区復興まちづくり計画原案の検討　など

１１　平成２３年度 模擬訓練

(1)職員向け訓練の概要

平成２３年度　足立区都市復興マニュアルに基づく職員復興模擬訓練を次のとおり開催した。

(2) 職員向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H24.1.28	1.第一次家屋被害状況調査について 2.第二次家屋被害状況調査について 3.義捐金の配布事務について　など
第２回	H24.1.31	1.まちの被害状況把握 2.まちの診断マップ案(被害概況図)の作成 3.まちの診断マップ案(被害状況図)の作成　など
第３回	H24.2.14	1.第一次建築制限区域の検討 2.復興地区区分の検討(重点復興地区・復興促進地区・復興誘導地区) など
第４回	H24.2.28	1.第二次建築制限区域案の検討 2.地区復興まちづくり計画案の検討　　など

１２　平成２４年度 模擬訓練

(1)職員向け訓練の概要

平成２４年度は、都市建設部の職員に都市復興マニュアルに基づく震災復興の流れを理解してもらうための研修へ変更した。これまでに開催している職員模擬訓練に参加したことのない職員に対し、職員復興模擬訓練（初級編）として実施した。

(2) 職員向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H25.3.13	1.足立区の都市復興の取り組み 2.職員復興模擬訓練の概要 3.被災地派遣者による現地報告　など

１３　平成２５年度 模擬訓練

(1)職員向け訓練の概要

平成２５年度は、引き続き職員復興模擬訓練（初級編）として実施した。

(2) 職員向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H26.2.5	1.足立区の都市復興の取り組み 2.職員復興模擬訓練の概要 3.東京都震災復興マニュアル（復興施策編）に基づく都市復興模擬訓練報告 4.被災地災害派遣報告　など

１４　平成２６年度 模擬訓練

(1)職員向け訓練の概要

平成２６年度は、足立区都市復興マニュアルに基づく職員復興模擬訓練（中級編）として実施した。

(2) 職員向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H27.3.5	1.まちの被害状況と地区の問題点を考える 2.都市復興基本方針を考える 3.建築制限と復興地区区分を考える　など

１５　平成 27 年度 第５地区防災まちづくり勉強会スタートアップ会議

区では大規模地震に備え、住宅密集地で建替えをしやすくするために、平成 27 年 4 月 1 日から当地区を含む中南部一帯地区を「不燃化特区」に指定するとともに、「新たな建替えルール」を 12 月 17 日から導入した。

しかし、地震時の危険度が最も高い千住地区では、燃えにくい建物への建替えだけでなく、避難ができる道路や広場の整備も大切な取組みとなることから、地域住民を主体とした「第５地区防災まちづくり勉強会」を次の通り開催した。

■日時：平成 28 年 3 月 6 日（日）18:00～20:00

■場所：足立区立千寿双葉小学校ランチルーム（足立区千住大川町 17 番 1 号）

■対象：千住元町、千住大川町、千住柳町、千住寿町、千住龍田町、千住中居町（計 8,827 世帯）の各町会の役員等、10 町会、30 名程度の参加

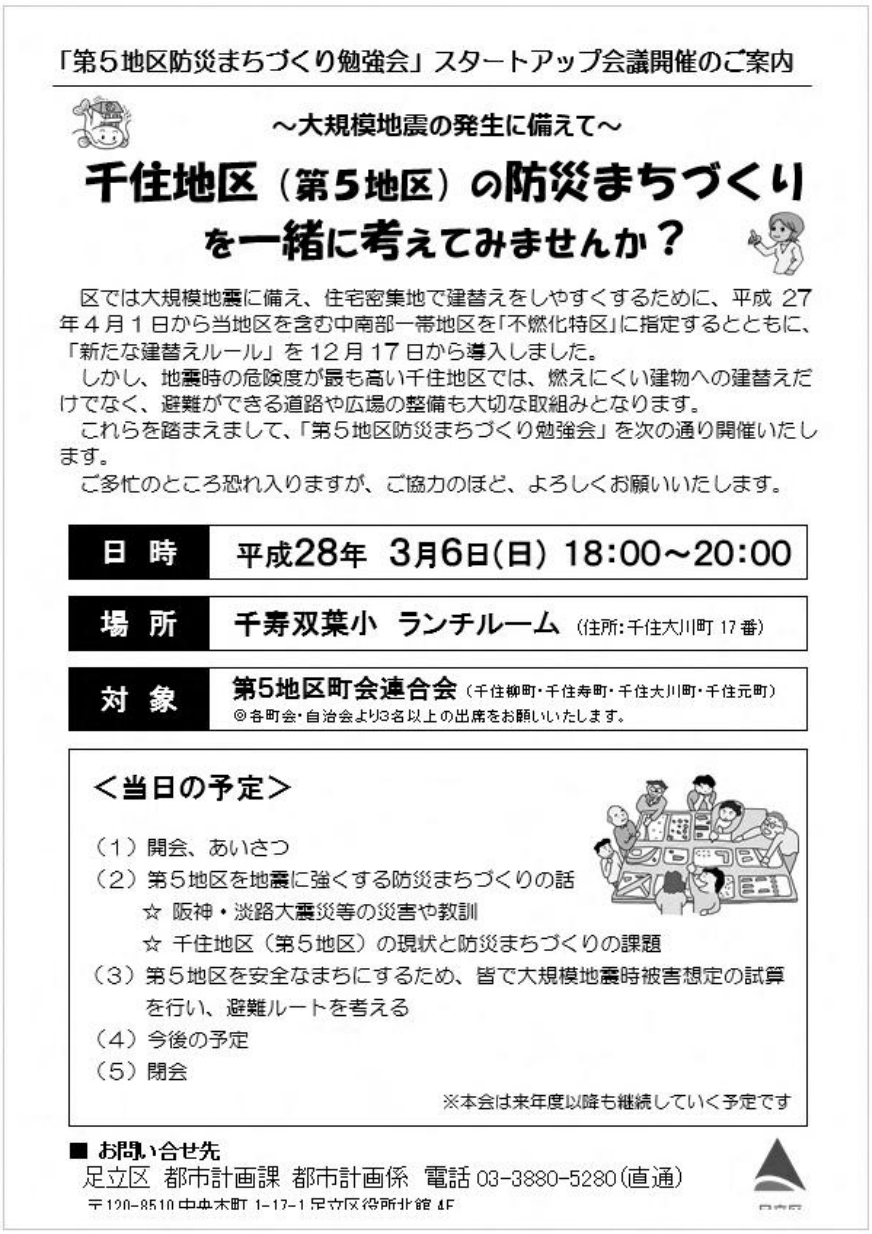

「第５地区防災まちづくり勉強会」スタートアップ会議開催のご案内

～大規模地震の発生に備えて～

千住地区（第５地区）の防災まちづくり
を一緒に考えてみませんか？

区では大規模地震に備え、住宅密集地で建替えをしやすくするために、平成 27 年４月１日から当地区を含む中南部一帯地区を「不燃化特区」に指定するとともに、「新たな建替えルール」を 12 月 17 日から導入しました。
しかし、地震時の危険度が最も高い千住地区では、燃えにくい建物への建替えだけでなく、避難ができる道路や広場の整備も大切な取組みとなります。
これらを踏まえまして、「第５地区防災まちづくり勉強会」を次の通り開催いたします。
ご多忙のところ恐れ入りますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

日 時	平成28年 3月6日(日) 18:00～20:00
場 所	千寿双葉小 ランチルーム（住所：千住大川町 17 番）
対 象	第5地区町会連合会（千住柳町・千住寿町・千住大川町・千住元町） ◎各町会・自治会より3名以上の出席をお願いいたします。

＜当日の予定＞

（1）開会、あいさつ
（2）第５地区を地震に強くする防災まちづくりの話
　☆ 阪神・淡路大震災等の災害や教訓
　☆ 千住地区（第５地区）の現状と防災まちづくりの課題
（3）第５地区を安全なまちにするため、皆で大規模地震時被害想定の試算を行い、避難ルートを考える
（4）今後の予定
（5）閉会

※本会は来年度以降も継続していく予定です

■ お問い合せ先
足立区 都市計画課 都市計画係 電話 03-3880-5280(直通)
〒120-8510 中央本町 1-17-1 足立区役所北館 4F

１６　平成３０年度 模擬訓練

(1)職員向け訓練の概要

平成３０年度は、都市建設部と危機管理部の合同研修として模擬訓練を実施した。

(2) 職員向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	H31.2.27	1.まちの問題点と資源を考える 2.まちの被害状況を考える 3.都市復興基本方針を考える 4.建築制限と復興地区区分を考える 5.地区復興まちづくり計画原案を作成する

１７　平成３１年度 模擬訓練

(1)職員向け訓練の概要

平成３１年度は、都市建設部と危機管理部の合同研修として模擬訓練を実施した。

(2) 職員向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	R2.2.6	1.まちの問題点と資源を考える 2.まちの被害状況を考える 3.都市復興基本方針を考える 4.建築制限と復興地区区分を考える 5.地区復興まちづくり計画原案を作成する

１８　令和２年度 模擬訓練

(1)職員向け訓練の概要

令和２年度は、都市建設部と危機管理部の合同研修として模擬訓練を実施した。

(2) 職員向け実施内容

	日　時	内　　容
第１回	R3.3.8～ R3.3.12	新型コロナウイルス対応のため自席での実施とし、マニュアル修正版の確認をした

資料　他-4 市街地改造予定地区で導入する土地区画整理事業と住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）のケーススタディ
※平成 20 年度足立区震災復興マニュアル資料

1　ケーススタディ地区の設定

・　区内の典型的な密集市街地をケーススタディの対象とする。

地区面積(外周道路除く)：14.25ha

従前公共施設面積(私道含)：2.09ha(14.6%)

うち、区道：8,831.5 ㎡(6.2%)、私道：8,834.8 ㎡(6.2%)、公園：3,200.0 ㎡(2.2%)

2　土地区画整理事業での整備例

(1)整備計画

①計画上の基本的な考え方

・　現在の道路形状をできるだけ活かし、無接道建物を解消するために、必要最低限の幅員４ｍの道路を新設する。
・　細街路を中心に、幅員６ｍの主要生活道路（概ね 200～250m間隔）を設定する。
・　公園は地区面積の３％を確保する。

②事業上の基本的な考え方

・　減歩は、阪神･淡路大震災での土地区画整理事業区域を参考に、先行用地買収を実施し、最高９％程度又は私道負担程度に抑えるように努める。
・　幅員４ｍ未満の場合、現道幅員から４ｍまで部分の用地買収も可能とする。

◆土地区画整理事業による整備例

③先行用地買収の試算

- 従前・従後の公共施設面積の差は8.8%となる。
- 減歩率を下げるため、公共施設整備に要する費用分の土地を先行買収するものと考える。
  ⇒下記のケースでは約2.8億/haとなる。
- 仮に各論編4-18の面整備量120haを全て土地区画整理事業で行うとした場合、336億円となる。

〈備考〉(2)の表より、阪神・淡路大震災の土地区画整理事業の事業費は、約16～23億/ha程度の地区が多い。

◆公共施設整備費の試算

		面積(㎡)	単価(千円/㎡)	用地取得費(千円)
地区面積		142,456.2	—	—
従後公共施設面積		33,384.6(23.4%)	—	—
従前公共施設面積(私道含)		20,866.3(14.6%)	—	—
先買い分		12,518.3(8.8%)	—	3,979,780
(内訳)	A路線	523.5	(*1)	194,221
	その他部分	11,994.8	315.6(*2)	3,785,559

*1 A路線はアンコ部分に比べて路線価が高いため、路線価を基にした公示価格換算額(路線価÷0.8)を単価として、路線価の区間ごとに算出した。
*2 その他部分は、路線価275～230千円/㎡より、中間値252.5千円の公示価格換算額を用地取得単価とした。
(252.5千円/㎡÷0.8≒315.6千円/㎡)

(2)事業期間

- 阪神・淡路大震災における、施行の震災復興土地区画整理事業地区では、被災後約6～13年で11地区10地区の換地処分が完了した。うち、被災後約10年までのものが9地区である。
- 後述(3)の国の資料でも、平常時の土地区画整理事業を平均8～15年で実施しているとある。

◆神戸市施行の震災復興土地区画整理事業一覧

地区名	面積(ha)	減歩率※(%)	事業費(億円)	単位面積あたり事業費(億円/ha)	事業計画決定	換地処分
森南第一	6.7	2.5	59	8.8	H9.9.25	H15.2.14
森南第二	4.6	2.5	21	4.6	H10.3.5	H15.2.14
森南第三	5.4	2.5	21	3.9	H11.10.7	H17.3.14
六甲道駅北	16.1	9	353	21.9	H8.11.6	H18.3.29
六甲道駅西	3.6	9	100	27.8	H8.3.26	H13.7.24
松本	8.9	9	249	28.0	H8.3.26	H16.12.24
御菅東	5.6	9	105	18.8	H8.11.6	H15.4.11
御菅西	4.5	5	102	22.7	H9.1.14	H17.3.24
新長田駅北	59.6	9 (新長田北エリア)	998	16.7	H8.7.9	事業中
鷹取東第一	8.5	9	100	11.8	H7.11.30	H13.2.21
鷹取東第二	19.7	9	361	18.3	H9.3.5	H20.3.24

出典：「伝承　阪神・淡路大震災　～われわれが学んだこと～」(H20.1.17、神戸防災技術者の会)、神戸市HPより作成

※減歩率は神戸市ＨＰの震災復興土地区画整理事業のページより引用

(3) 実施体制

①施行者

・　重点復興地区または復興促進地区で行う土地区画整理事業の施行者は以下の通りである。
　　事業区域 20ha 以上：都施行
　　事業区域 20ha 未満：区施行、都市再生機構施行（区が事業要請を行う）
・　部分的に被害を受けた地区で、地権者がまとまって行う土地区画整理事業では、個人施行、組合施行、区画整理会社施行がある。

◆土地区画整理事業の施行者

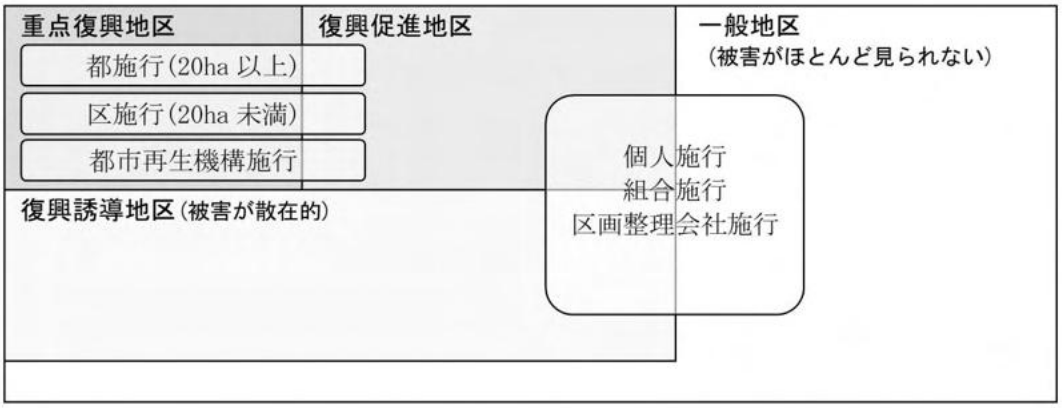

②実施体制

・　土地区画整理事業に詳しい区職員は限定されており、被災前から事業中の地区に対応する必要もあるため、復興に係る新規事業地区は、平常時の事業と同様に業務をコンサルタントに発注して進めるが、他自治体からの応援職員を配置して体制を補強し、事業全体を統括していく。
・　応援職員やコンサルタントを活用しても、区で可能な作業量を超える場合には、都市再生機構等による事業施行を要請する。

◆都市再生機構が阪神･淡路大震災で行った震災復興土地区画整理事業の事例（芦屋中央地区）

・　当地区は、阪神･淡路大震災で大きな被害を受け、公園等の都市基盤が脆弱であったことから、土地区画整理事業により、安全で快適な市街地の復興を図ることとし、芦屋市が都市基盤整備公団（当時）に施行を要請した。
・　平成 8 年 6 月：建設大臣から事業計画の認可
・　平成 14 年 5 月：換地処分の公告（事業完了）

名称	阪神間都市計画事業芦屋中央震災復興土地区画整理事業					
区域	芦屋市公光町・大桝町・茶屋之町の各一部					
施行者	独立行政法人 都市再生機構（旧住宅・都市整備公団）					
事業期間	平成 8 年 6 月 18 日～平成 24 年 3 月 31 日（清算期間：平成 14 年度～23 年度迄）					
事業費	約 251 億円					
施行面積	公共用地率				減歩率	
約 13.4ha	整理前	整理後	整理前	整理後	約 4.3%	
	26.8%	30.0%	26.8%	30.0%		
被災状況	震災前	544 棟	全壊	342 棟(62.9%)	半壊	71 棟(13.1%)

出典：芦屋市ホームページより

(4) 事業導入の留意点

・　土地区画整理事業は整備水準が高くなる分、先行用地買収の量も多くなり、修復型まちづくりでの事業に比べ、より多くのマンパワーと事業費が必要となるため、区の財政力をふまえた導入の判断が必要である。

3　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）での整備例

(1) 整備計画

①計画上の基本的な考え方

- 現在の道路形状を活かし、必要な拡幅･新設等を行う。
- 現在の事業計画内容を踏襲し、幅員５ｍ･６ｍの主要生活道路（200～250m間隔）を設定する。
- その他の建築基準法上の位置づけのある幅員４ｍ未満の道路は、幅員４ｍとする。
- 公園は地区面積の３％を確保する。

②事業上の基本的な考え方

- 幅員５ｍ･６ｍの路線について、現道幅員から計画幅員までの部分の用地買収を可能とする。

◆住宅市街地総合整備事業[密集市街地整備型]による整備例

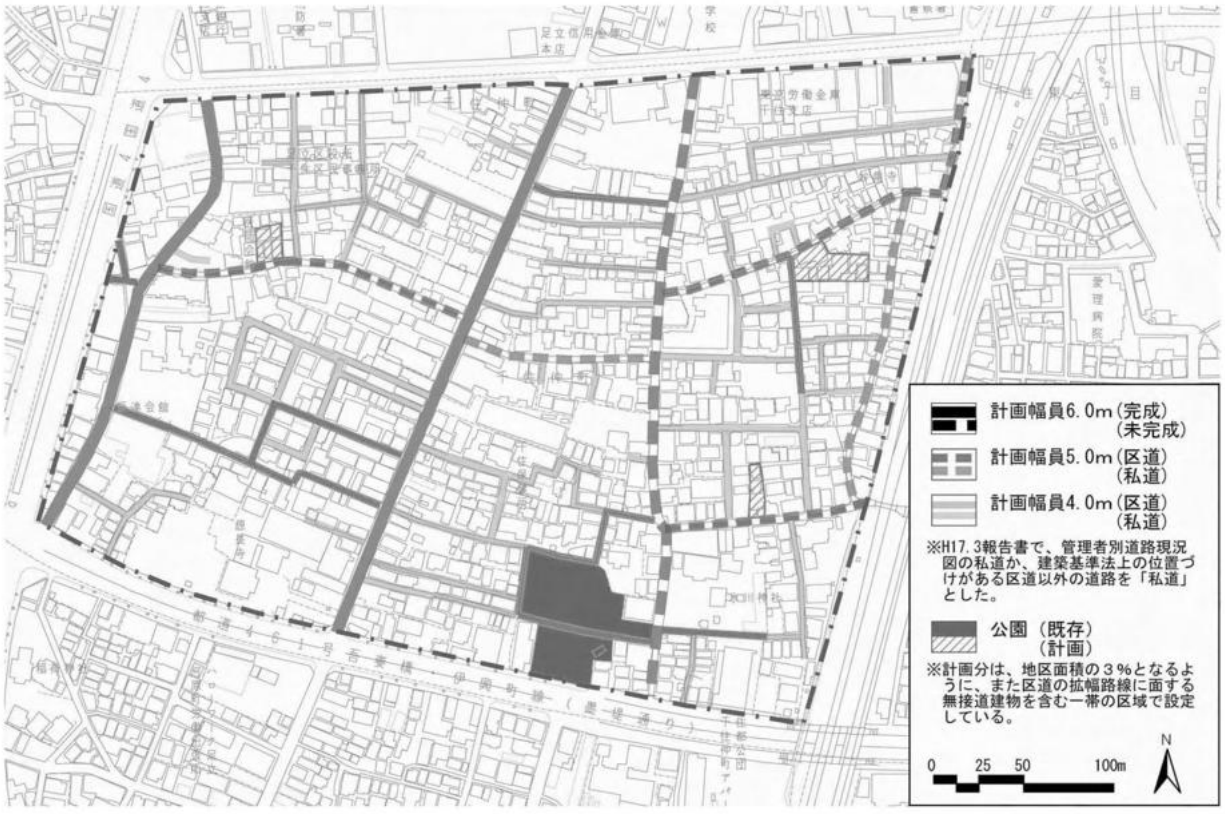

③用地買収の試算

・　公共施設整備に要する土地を買収する。　⇒約 0.8 億/ha となる。

〈備考〉阪神・淡路大震災の密集事業による整備を実施した地区（宝塚、伊丹）では、道路整備が行われている部分に全事業費が投入されたと仮定した場合でも、4.92 億円/ha、1.91 億円/ha であった。

※出典「阪神・淡路大震災　復興都市計画事業・まちづくり」（H16.2.29、安藤元夫）

◆公共施設整備費の試算

		面積(㎡)	単価(千円/㎡)	用地取得費(千円)
地区面積		142,456.2	—	—
整備分		6,636.9(4.7%)	—	1,092,712
(内訳)	道路	5,430.3(3.9%)	(*1)	701,389
	公園	1,206.6(0.8%)	(*2)	391,323

*1　道路は、路線価を基にした公示価格換算額(路線価÷0.8)を単価として、路線価の区間ごとに算出した。
*2　公園は、前面道路の路線価を基にした公示価格換算額を単価とし、便宜上、敷地ごとの画地評価を省略した。

(2)事業導入の留意点

・　重要な路線については、防災街区整備事業や延焼遮断帯形成事業を活用し、効果的な整備の推進を図ることも考えられる。